

調 査 報 告

人権に関する意識調査（第20回）

対象：熊谷市内成人（18歳以上）

令和8年3月

熊谷市人権教育推進協議会

人権に関する意識調査報告書

- 1 目的 熊谷市民の人権問題に関する意識の実態を調査し、人権教育実践のための基礎資料とする。
- 2 実施主体 熊谷市人権教育推進協議会
調査専門委員会
- 3 実施期間 令和7年 9月1日(月)から
令和7年10月1日(水)まで
- 4 対象 熊谷市内に居住する成人(18歳以上)
- 5 方法 無作為抽出調査 質問紙方式、無記名、
郵送または電子回答

6 調査用紙郵送状況

- (1) 熊谷市の18歳以上の人口(令和7年8月1日現在)
総人口: 166,119人

- (2) 年代別郵送数 ※対象人数の割合によって算出

年代	18~20代	30代	40代	50代	60代 以上	計(人)
人数	166	170	324	519	821	2,000

- (3) 調査用紙郵送数 2,000通

7 回答状況

- (1) 回答数 680
- (2) 回答率 34.0%

(3) 年代別回答数

年代	18~20代	30代	40代	50代	60代 以上	計(人)
計	39	53	91	177	320	680
回答率 (%)	23.5	31.2	28.1	34.1	39.0	34.0

8 調査項目

- (1) 一般的意見に関すること
- (2) 人権に関する認識、関心、態度等に関すること

9 調査報告書をみるにあたっての留意点

- (1) 「複数回答可」とある設問については、年代別のデータを「たて棒グラフ」で示し、全体の割合は「折れ線グラフ」で示してあります。
- (2) 「1つ選んでください」とある設問については、年代別で示してあります。ただし、割合(%)の合計が100%にならない場合がありますが、それは四捨五入して得た値のためです。
- (3) 表中の「無答」は、記入がなかったことを示しています。
- (4) 「その他」には、記入のあった中から代表的な意見を載せてあります。

令和7年8月吉日

(5) 設問によっては、回答者数が異なります。

例えば、設問3では、設問2で「ある」と答えた人が回答することになっています。そこで、各設問とも、回答者数を母数として、割合（％）を示してあります。

市民の皆様へ

熊谷市人権教育推進協議会
会長 須藤 一郎

10 その他

- (1) 調査用紙の最後に書いていただいた「人権問題や人権教育に関する意見、感想」は、紙面の都合上報告書に載せてありません。今後の人権教育・啓発活動を進めていく上での参考にさせていただきます。
- (2) この調査結果につきましては、熊谷市ホームページに掲載すると共に、その一部を熊谷市・熊谷市教育委員会が発行している人権啓発パンフレット『わたしたちにできること』（令和8年度版）に掲載しますので、併せて御覧ください。

人権に関する意識調査のお願い

日ごろから、本市人権問題の解決のために御協力いただきましてありがとうございます。本協議会では、市民の皆様の御協力のもと、差別のない明るい社会をつくることを目指して、人権教育の推進に取り組んでおります。

このたび、人権教育をより効果的に進めるため、皆様の人権に関する御意見をお伺いすることになりました。突然、調査をお願いいたしましたのが、一定の統計的方法により選定させていただいたものですので、ご了承くださるようお願い申し上げます。

調査の中で、いろいろと立ち入った内容をお伺いしますが、この調査は無記名で提出していただくもので、回答内容により、ご迷惑のかかることはありませんので、率直なご意見をお聞かせください。

ご多用のところ恐縮ですが、この調査の趣旨を御理解いただき、次のことにご留意の上、ご協力をお願いいたします。

記

回答期間 令和7年9月1日（月） ～ 令和7年10月1日（水）

回答方法 下記のどちらか1つの方法で回答をお願いします。

- ・ 調査用紙のQRコードを読み込み、回答 ※推奨
- ・ 調査用紙に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒で郵送
返信用封筒には、住所やお名前の記入は必要ありません。

※該当する（ ）内に○をつけてください。

性別	() 男 ・ () 女 ・ () その他 または 回答しない
----	-----------------------------------

年齢	() 18歳～29歳 ・ () 30歳～39歳 ・ () 40歳～49歳
	() 50歳～59歳 ・ () 60歳以上

※この調査は、人権について、皆さんの現在の考えや気持ちを書いていただき、人権教育の推進に役立てるために行うものです。知っていることや考えていることをありのままにお答えください。
 ※答えは、該当する記号を○で囲んでください。
 ※「複数回答可」と書いてあるところは、2つ以上選んでもよいということです。また、「その他」に○をつけた場合は、あなたの思ったことや考えていることを（ ）にわかりやすく書いてください。

1 あなたは、現在の日本において、基本的な人権が尊重されていると思いますか。1つ選んでください。

- (ア) そう思う (イ) ややそう思う (ウ) そう思わない (エ) わからない

2 あなたは、地域社会の中で、差別などの人権侵害があると思いますか。1つ選んでください。

- (ア) ある (イ) ない (ウ) わからない

3 設問2で「(ア) ある」と答えた方のみにお聞きします。それはどのようなことですか。

(複数回答可)

- (ア) 性別のことで差別
- (イ) 配偶者に対する暴力
- (ウ) ストーカー行為
- (エ) セクシャル・ハラスメント
- (オ) パワー・ハラスメント
- (カ) いじめ
- (キ) 体罰
- (ク) 幼児や児童・生徒に対する虐待
- (ケ) 高齢者に対する虐待や介護放棄
- (コ) 障害のある人への差別
- (サ) 同和問題（部落差別）
- (シ) 外国人に対する差別
- (ス) HIV感染者やハンセン病患者等に対する差別
- (セ) 犯罪被害者やその家族に対する差別
- (ソ) インターネット上での差別書込
- (タ) 性的少数者（LGBTQ+）への差別

(チ) その他

例：災害による風評被害、新型コロナウイルス感染症関連、刑を終えて出所した人、ホームレスの人、がん体験者への差別など（ ）

4 あなたが、関心をもっている人権に関することがらはなんですか。（複数回答可）

- (ア) 女性に関する人権問題
- (イ) 子どもに関する人権問題
- (ウ) 高齢者に関する人権問題
- (エ) 障害のある人に関する人権問題
- (オ) 同和問題（部落差別）
- (カ) 外国人に関する人権問題
- (キ) HIV感染者・ハンセン病患者等に関する人権問題
- (ク) 犯罪被害者やその家族に関する人権問題
- (ケ) アイヌの人々に関する人権問題
- (コ) インターネットによる人権侵害
- (サ) 北朝鮮当局による拉致問題
- (シ) 災害時における人権への配慮
- (ス) 性的少数者（LGBTQ+）の人権問題
- (セ) その他

例：災害による風評被害、新型コロナウイルス感染症関連、刑を終えて出所した人、ホームレスの人、がん体験者の人権など（ ）

5 インターネットやスマートフォン等により、あなた自身人権侵害されたと感じたことがありますか。1つ選んでください。

- (ア) ある (イ) ない (ウ) わからない

6 あなたは、人権について、どのように考えますか。1つ選んでください。

- (ア) すべての人に関わる大切な問題
- (イ) 関係ある一部の人の問題
- (ウ) 自分とは関わりがない問題
- (エ) わからない

7 あなたが、もし差別など人権を傷つけられた場合どうしますか。（複数回答可）

- (ア) 相手に抗議する
- (イ) だまっけてがまんする
- (ウ) 家族や親戚に相談する
- (エ) 友だちや身近な人に相談する
- (オ) 警察に相談する
- (カ) 市役所に相談する
- (キ) 電話相談やインターネット等の相談を利用する
- (ク) その他（ ）

8 あなたは、学校教育、社会教育において、人権教育をどのように進めたらよいと思いますか。1つ選んでください。

- (ア) もっと積極的におこなったほうがよいと思う
- (イ) 今までどおりでよいと思う
- (ウ) 必要最低限度おこなえばよいと思う
- (エ) おこなう必要はないと思う
- (オ) わからない
- (カ) その他 ()

9 あなたは、結婚についてどのように考えますか。1つ選んでください。

- (ア) 当人同士の合意があればよく、まわりの意見に左右されるべきでない
- (イ) 家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである
- (ウ) 当人同士の合意も無視できないが、どちらかといえば、家族やまわりの人の意見が、より尊重されるべきである
- (エ) 家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである

10 あなたは、女性の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。

(複数回答可)

- (ア) 男女の固定的な仕事の役割分担意識 (例えば、男は仕事、女は家庭といった考え方)
- (イ) 職場での差別待遇
- (ウ) 性的いやがらせ (セクシャル・ハラスメント)
- (エ) パートナーからの暴力 (ドメスティック・バイオレンス)
- (オ) 女性への性暴力
- (カ) 売春・買春・援助交際
- (キ) 妊娠や出産者に対してのいやがらせ (マタニティ・ハラスメント)
- (ク) わからない
- (ケ) その他 ()

11 あなたは、子どもの人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。

(複数回答可)

- (ア) 仲間はずれやいじめを受けること
- (イ) 親から虐待を受けること
- (ウ) 親や大人の考え方や価値観を押しつけられること
- (エ) 児童買春、児童ポルノなどの性犯罪に巻き込まれること
- (オ) わからない
- (カ) その他 ()

12 あなたは、高齢者の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。

(複数回答可)

- (ア) 働ける場が少ないこと
- (イ) 経済的な保障が十分でないこと

- (ウ) 在宅サービスが十分でないこと
- (エ) 高齢者を理由に冷たくあしらわれること
- (オ) 十分な介護や看護を受けられないこと
- (カ) わからない
- (キ) その他 ()

13 平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、障害のある人の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。

(複数回答可)

- (ア) 働ける場が少ないこと
- (イ) 経済的な保障が十分でないこと
- (ウ) アパートなど住宅への入居が困難なこと
- (エ) 障害があることを理由に職場で不利な扱いを受けること
- (オ) 障害がある人についての理解が十分でないこと
- (カ) 街中や公共施設・交通機関利用の際に不便さを感じる
- (キ) わからない
- (ク) その他 ()

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とは

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に制定された法律で、平成28年4月に施行されました。令和6年4月1日からは、国・地方公共団体などの役所や会社・お店など、全ての事業者に対して、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」義務化しました。

14 平成28年6月3日から、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消のための法律)が施行されました。あなたは、外国人の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。

(複数回答可)

- (ア) 学校の受け入れ体制が不十分なこと
- (イ) 働ける場が少ないこと
- (ウ) アパートなど住宅への入居が困難なこと
- (エ) 文化や習慣の違いから、地域社会で受け入れてもらえないこと
- (オ) 選挙権がないこと
- (カ) わからない
- (キ) その他 ()

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(ヘイトスピーチ解消のための法律)とは

本邦外出者(外国の出身者である人、外国にルーツがある人)に対する、差別的言動を、ヘイトスピーチといいます。この法律は、外国の出身者らに対して差別意識を助長する目的で、公然と危害を加える旨を告知したり、著しく侮蔑したりして地域社会から排除するような差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消に向けた取組を推進することを目的としています。

15 あなたは、**同和問題（部落差別）**について、知っていますか。1つ選んでください。

- (ア) 言葉も内容も知っている (イ) 言葉は知っている (ウ) 知らない

※ 設問15で「(ア) 言葉も内容も知っている」「(イ) 言葉は知っている」と答えた方	→設問16へ
※ 設問15で「(ウ) 知らない」と答えた方	→設問29へ

16 あなたが、**同和問題（部落差別）**について初めて知ったのは、いつ頃ですか。1つ選んでください。

- (ア) 6歳まで
(イ) 7歳～12歳まで（小学生）
(ウ) 13歳～15歳まで（中学生）
(エ) 16歳～18歳まで（高校生等）
(オ) 19歳～20歳未満
(カ) 20歳以上
(キ) はっきり覚えていない

17 あなたが、**同和問題（部落差別）**について、初めて知ったのは、だれ（なに）からですか。1つ選んでください。

- (ア) 家族（祖父母 父母 兄弟姉妹など）
(イ) 親戚
(ウ) 近所の人
(エ) 職場の人
(オ) 友人
(カ) 学校の授業、先生
(キ) テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、本など
(ク) 人権に関する集会や研修会
(ケ) 県や市の広報紙や冊子
(コ) はっきり覚えていない
(サ) その他（ ）

18 あなたは、**同和問題（部落差別）**の起こりについて、どのように受けとめていますか。1つ選んでください。

- (ア) 江戸時代の政策によってつくられた
(イ) 人種（民族）が違った
(ウ) 宗教が違った
(エ) 職業（仕事）が違った
(オ) 生活が貧しかった
(カ) わからない
(キ) その他（ ）

19 あなたは、**現在でも同和問題（部落差別）**が残っていると、思いますか。1つ選んでください。

- (ア) 残っている (イ) 少し残っている (ウ) 残っていない (エ) わからない

※ 設問19で「(ア) 残っている」「(イ) 少し残っている」と答えた方	→設問20へ
※ 設問19で「(ウ) 残っていない」「(エ) わからない」と答えた方	→設問21へ

20 あなたは、**同和問題（部落差別）**はどんな場合に起こっていると、思いますか。（複数回答可）

- (ア) 日常のつきあい
(イ) 進学
(ウ) 就職
(エ) 結婚
(オ) 居住や生活環境
(カ) インターネット上での差別書込など
(キ) わからない
(ク) その他（ ）

21 あなたのお子さんが**同和地区出身の人**と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。1つ選んでください。

- (ア) 同和地区出身の人であるかに関係なく、子の意志を尊重する
(イ) 自分としては反対だが、子の意志が強ければ仕方がない
(ウ) 自分としては反対しないが、家族や親戚に反対があれば、結婚は認めない
(エ) 自分は反対であり、絶対に結婚は認めない
(オ) わからない

22 あなたは、**結婚や就職時の身元調査**について、どのように考えますか。1つ選んでください。

- (ア) 身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきではない
(イ) よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う
(ウ) 身元調査をすることは当然のことだと思う
(エ) わからない

23 あなたは、**住宅や生活環境**を選ぶ際に、**同和地区であった場合**、避けることがあると思いますか。1つ選んでください。

- (ア) まったく気にしない
(イ) どちらかといえば気にしない
(ウ) どちらかといえば避ける
(エ) 避ける
(オ) わからない

24 あなたは、同和問題（部落差別）に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか。あるとしたら、どのような内容のものでしたか。（複数回答可）

- (ア) 個人を名指した悪口
- (イ) 個人を名指ししない、集団に対する悪口
- (ウ) 旧同和地区名の公表
- (エ) 差別の呼びかけ
- (オ) 見たことがない
- (カ) インターネットを利用したことがない
- (キ) その他（ ）

25 あなたは、過去に実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別にあたる言動をしりしたことがありますか。あるいは、あなたの親族・知人が、過去に同様の被害を受けたり、反対に、部落差別にあたる言動をしりしているのを見聞きしたことがありますか。あるとしたら、どのような場面、事例でしたか。（複数回答可）

- (ア) 結婚や交際
- (イ) 就職や職場
- (ウ) 戸籍
- (エ) 落書き、貼り紙
- (オ) 悪口
- (カ) インターネット上の書き込み
- (キ) 旧同和地区の公表
- (ク) そのような場面、事例はない
- (ケ) 覚えていない
- (コ) その他（ ）

26 あなたは、平成28年12月16日から施行されている「部落差別の解消の推進に関する法律」について、知っていますか。1つ選んでください。

- (ア) 法律も内容も知っている
- (イ) 法律があることは知っている
- (ウ) 知らない

※「部落差別の解消の推進に関する法律」とは

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に制定された法律で平成28年12月に施行されました。この法律では、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別に係る調査などについて規定されています。

27 あなたは、令和4年7月8日から施行されている「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について、知っていますか。1つ選んでください。

- (ア) 条例の内容まで知っている
- (イ) 条例ができたことは知っている
- (ウ) 条例ができたことも知らない

※「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」とは

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的に制定された条例で、令和4年7月に施行されました。この条例では図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取り引の対象から除外するための調査その他の行為による部落差別の禁止などについて規定されています。

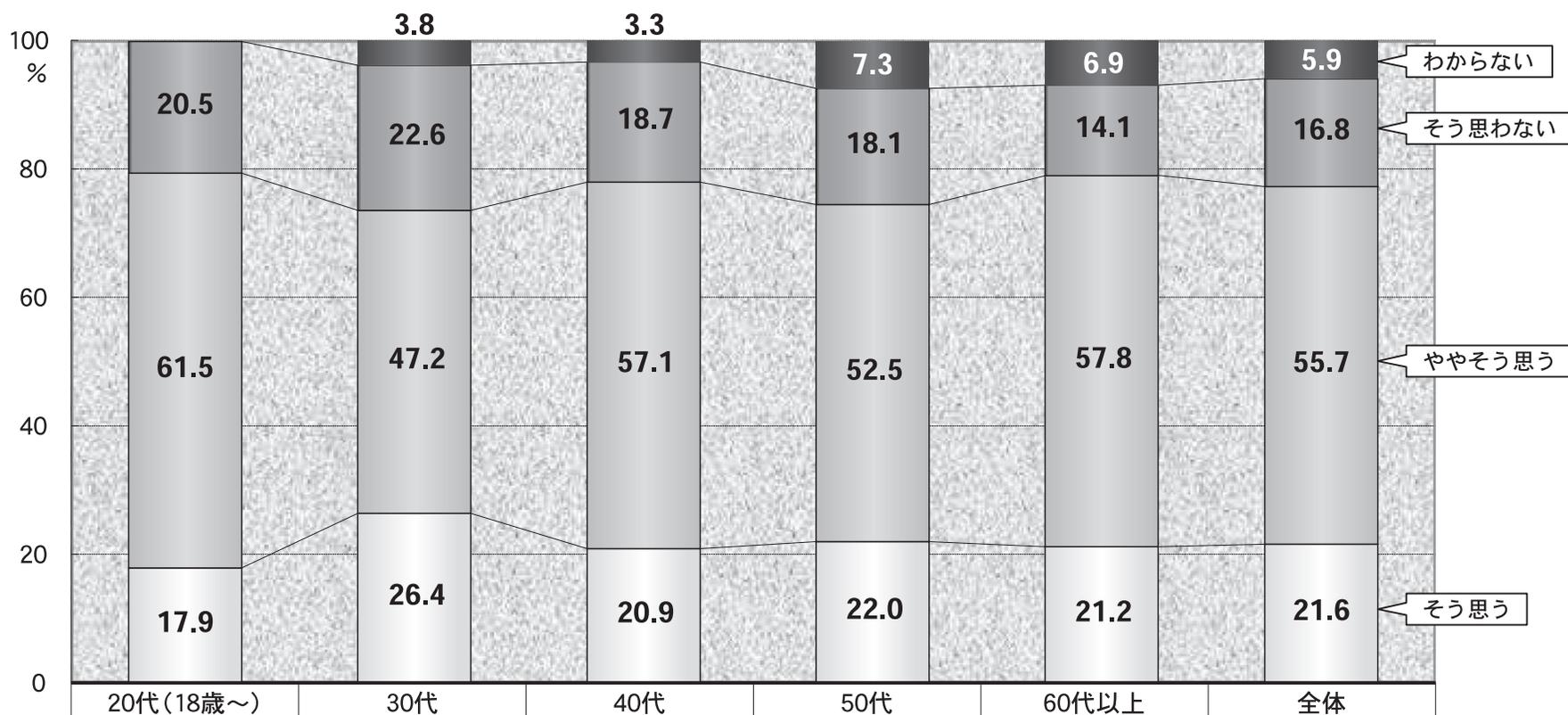
28 あなたは、同和問題（部落差別）について、どのように考えていますか。1つ選んでください。

- (ア) 基本的人権の侵害にかかわる重大な問題なので、自分も市民の一人として、この問題の早期解決に努力する
- (イ) 自分ではどうすることもできない問題なので、誰かしかるべき人が解決してくれることを期待する
- (ウ) 自分ではどうすることもできない問題なので、成り行きにまかせるよりしかたがない
- (エ) わからない
- (オ) その他（ ）

29 回答していただきました項目以外で、「人権問題」や「人権教育」についてのご意見、ご感想等ございましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

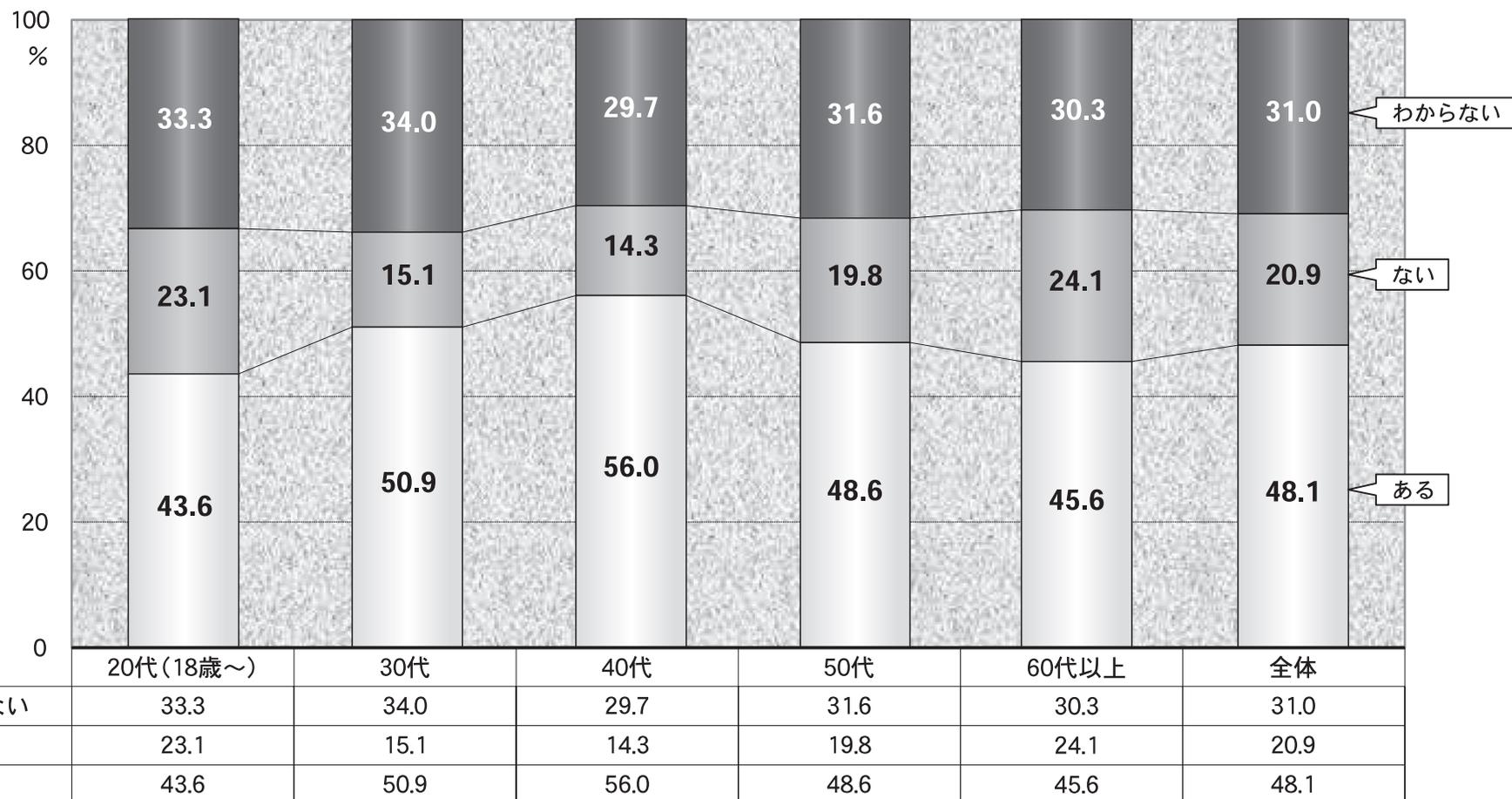
設問1 あなたは、現在の日本において、基本的人権が尊重されていると思いますか。1つ選んでください。



	20代(18歳～)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■わからない	0.0	3.8	3.3	7.3	6.9	5.9
□そう思わない	20.5	22.6	18.7	18.1	14.1	16.8
□ややそう思う	61.5	47.2	57.1	52.5	57.8	55.7
□そう思う	17.9	26.4	20.9	22.0	21.2	21.6

- 全体では、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合は77.3%であった。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「ややそう思う」と回答した人の割合が1.1ポイント増加し、「そう思う」と回答した人の割合も2.0ポイント増加した。
- 「そう思わない」と回答した割合が多いのは30代であった。
- 基本的人権が尊重されることが当たり前ものとなるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

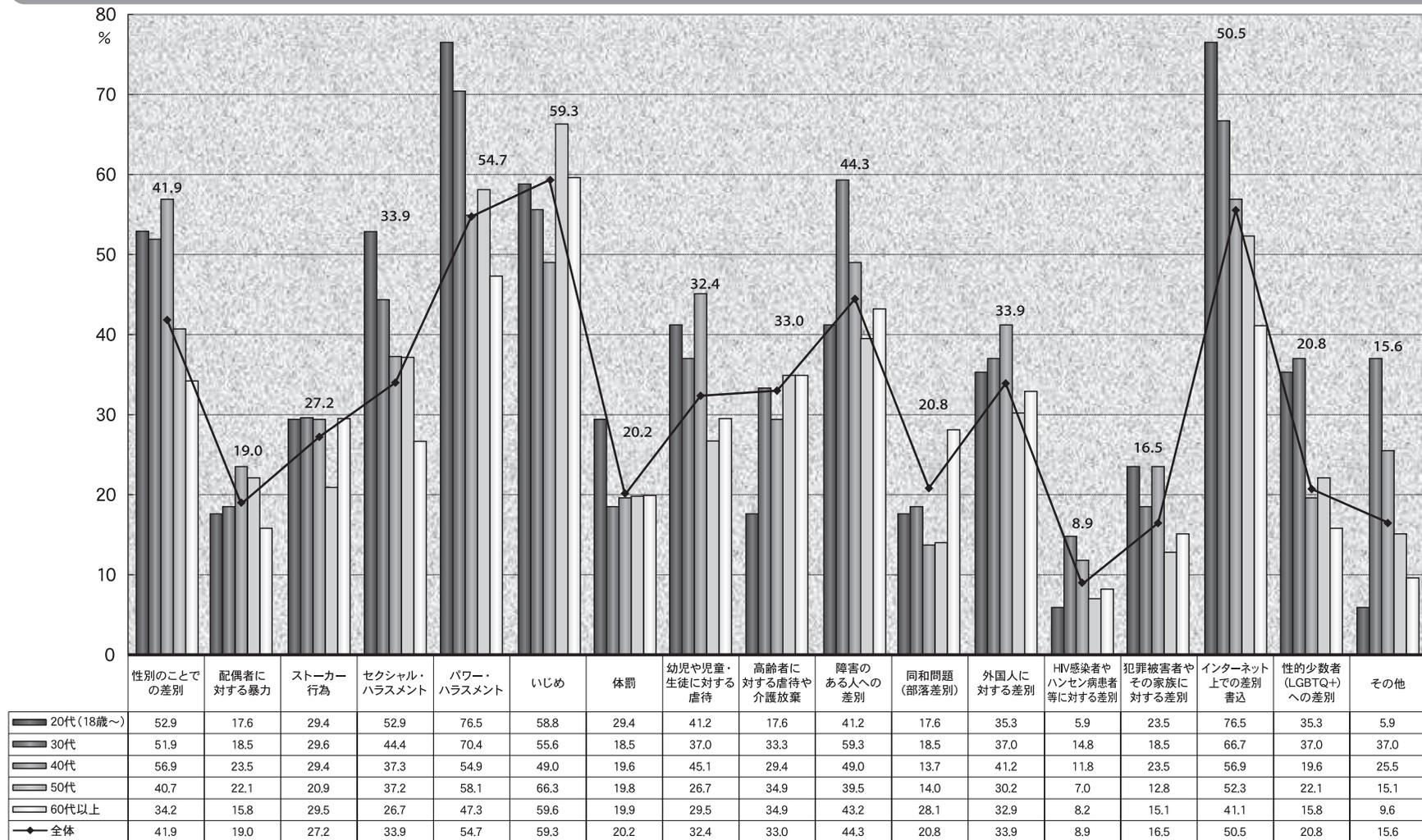
設問2 あなたは、地域社会の中で、差別などの人権侵害があると思いますか。1つ選んでください。



【考察】

- 全体では、48.1%の人が地域社会の中で人権侵害が「ある」と思っている。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「ある」と回答した人の割合が6.9ポイント減少し、「ない」と回答した人の割合が1.5ポイント増加した。
- 「ない」と回答した割合が減少したのは30代のみで、前回調査より2.4ポイント減少した。
- 「わからない」と回答した人の割合が31.0%で、前回よりも6.3ポイント高くなっていることを踏まえ、どのようなことが人権侵害にあたるのか正しく判断できるよう、人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問3 設問2で「(ア)ある」と答えた方のみにお聞きします。それはどのようなことですか。(複数回答可)

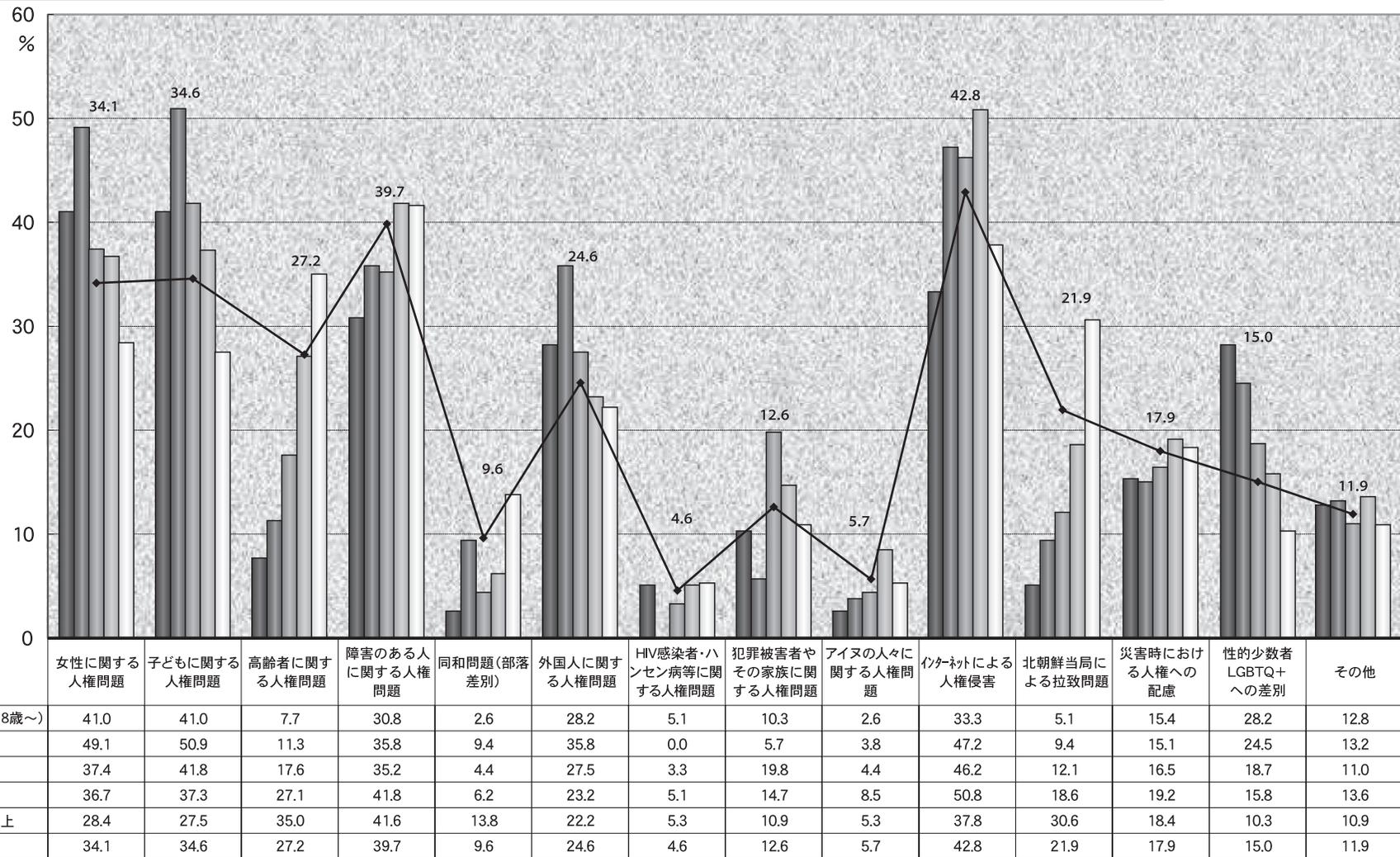


【その他】 例：災害による風評被害 ・新型コロナウイルス感染症関連 ・刑を終えて出所した人 ・ホームレスの人 ・がん体験者への差別 など

【考察】

- 全体では、「いじめ」と回答した人の割合が多く、約60%である。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、10ポイント程度増加しているのは、「パワーハラスメント」「ストーカー行為」の2項目であった。

設問4 あなたが、関心をもっている人権に関することがらはなんですか。(複数回答可)

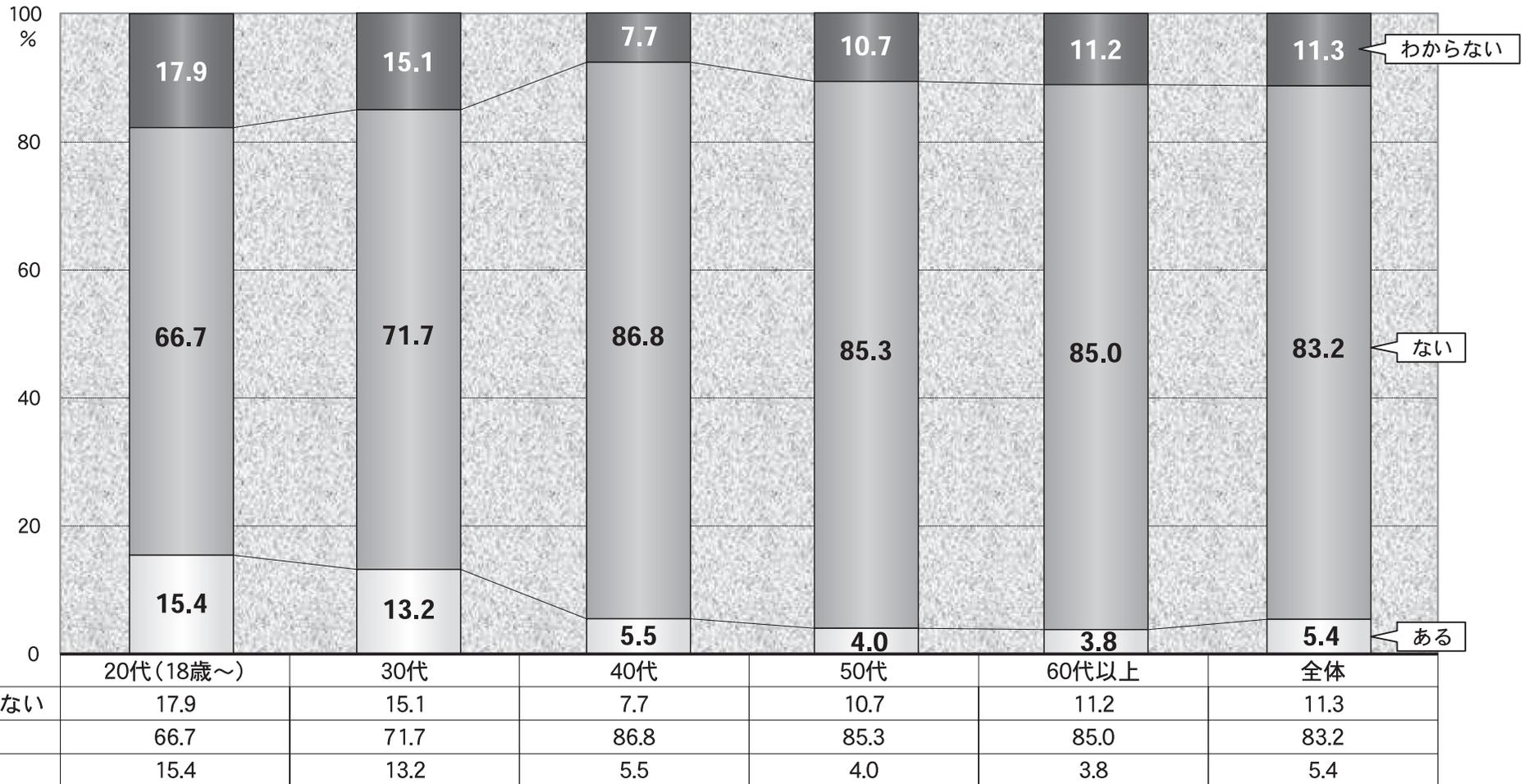


【その他】 例：災害による風評被害 ・新型コロナウイルス感染症関連 ・刑を終えて出所した人 ・ホームレスの人 ・がん体験者の人権 など

【考察】

- 全体では、「インターネットによる人権侵害」への関心が高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「外国人に関する人権問題」と回答した人の割合が10ポイント近く増加した。
- 年代によって、回答の割合に10ポイント以上の差が見られたのは、10項目であった。

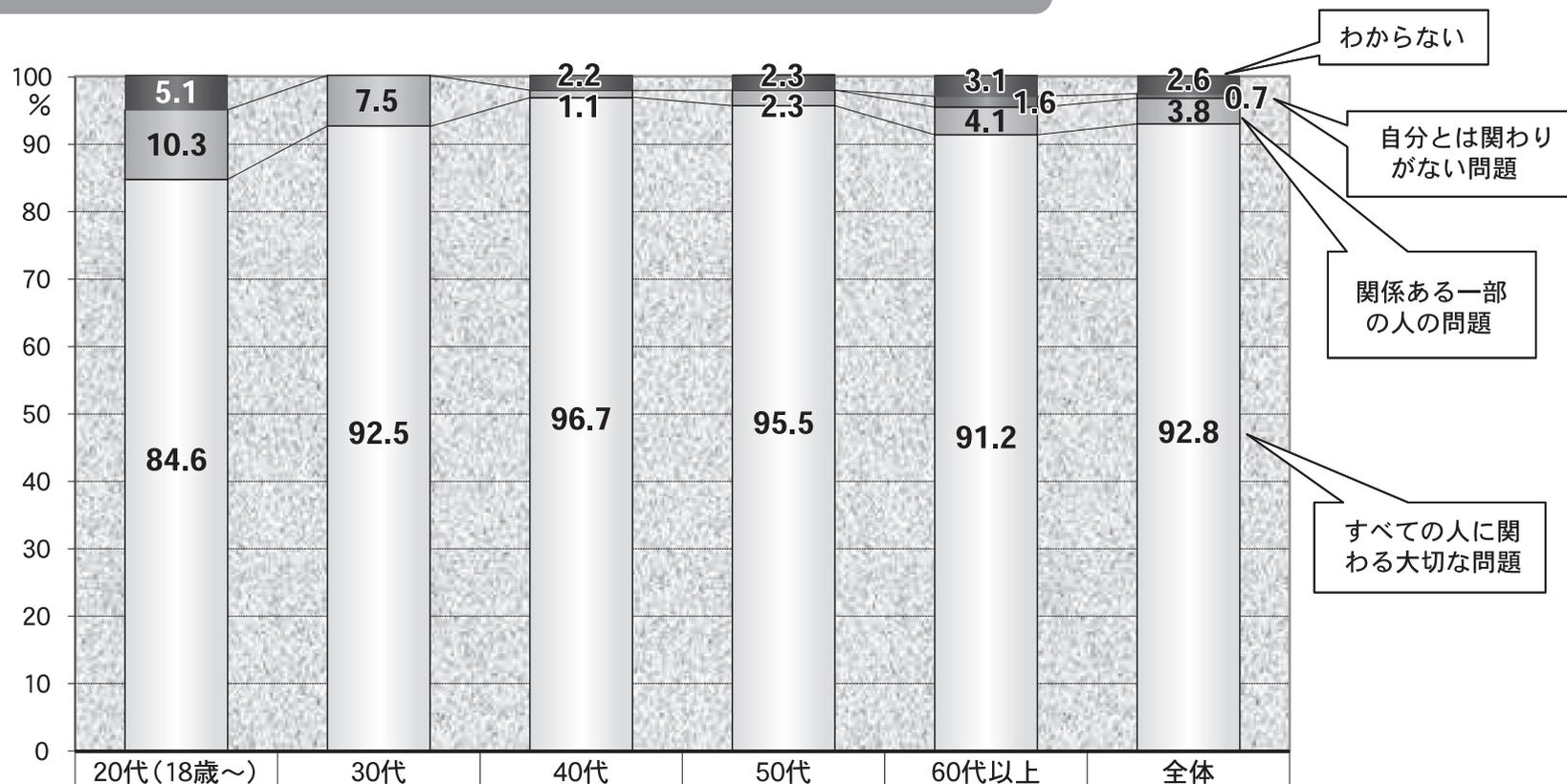
設問5 インターネットやスマートフォン等により、あなた自身人権侵害されたと感じたことがありますか。
1つ選んでください。



【考察】

- 全体では、「ある」と回答した人の割合は5.4%であった。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、30代では「ある」と回答した人の割合が2.5%から13.2%へ増加した。
- 年代が若くなるほど「ある」と回答する人の割合が高くなっていく傾向にある。
- インターネットによる人権侵害等について正しい認識をもち、インターネットを利用する際に、人権侵害の被害者にも加害者にもならないように人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問6 あなたは、人権について、どのように考えますか。1つ選んでください。

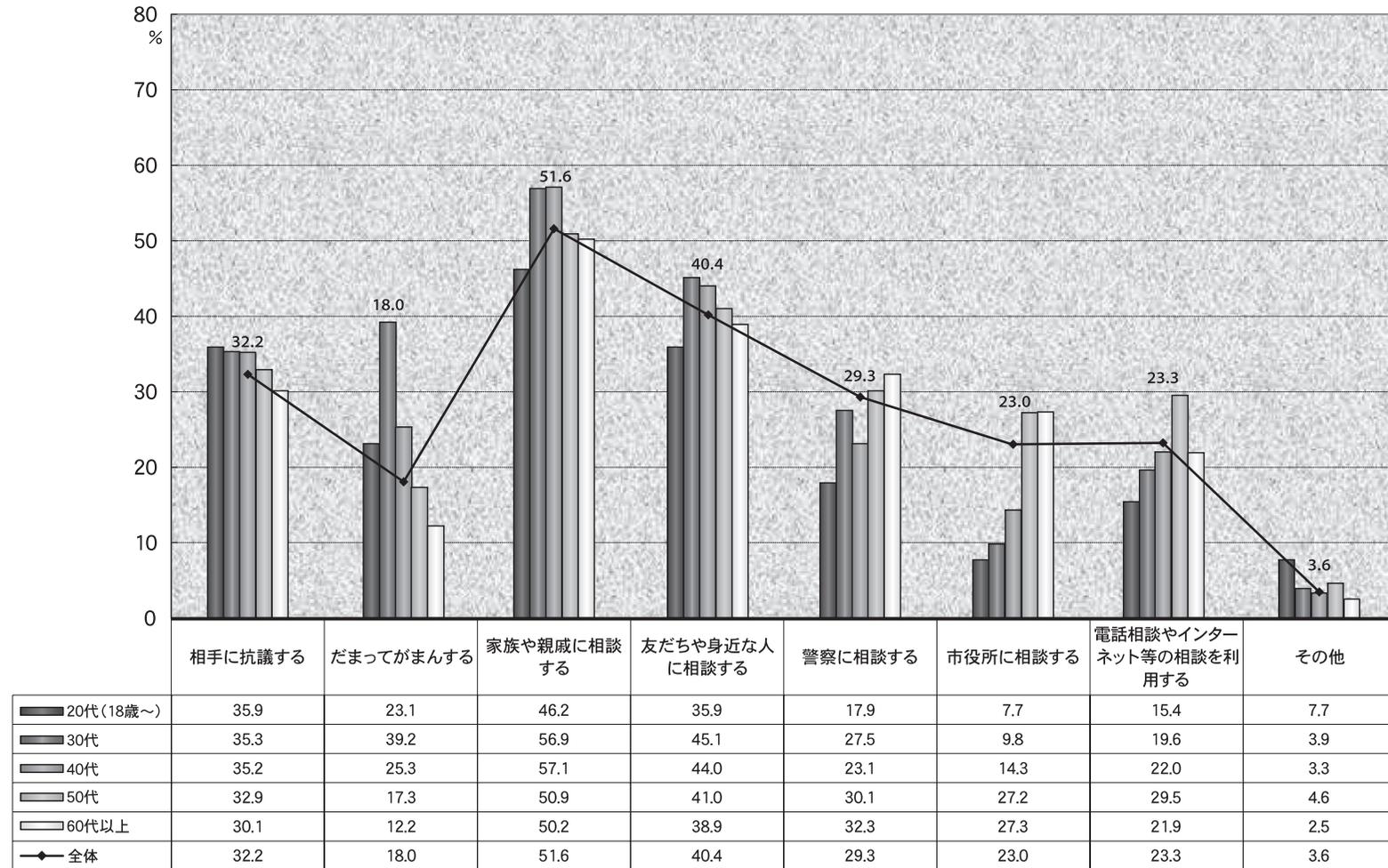


	20代(18歳~)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■わからない	5.1	0.0	2.2	2.3	3.1	2.6
■自分とは関わりがない問題	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.7
□関係ある一部の人の問題	10.3	7.5	1.1	2.3	4.1	3.8
□すべての人に関わる大切な問題	84.6	92.5	96.7	95.5	91.2	92.8

【考察】

- 全体では、「すべての人に関わる大切な問題」と回答した人の割合は92.8%であった。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「すべての人に関わる大切な問題」と回答した割合は5.2%増加した。人権問題を自分ごとと捉えている人が前回調査に比べて増加している。
- 人権を尊重するまちづくりを目指し、市民が様々な人権問題の解決に向けて実践行動が起こせるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問7 あなたが、もし差別など人権を傷つけられた場合どうしますか。(複数回答可)

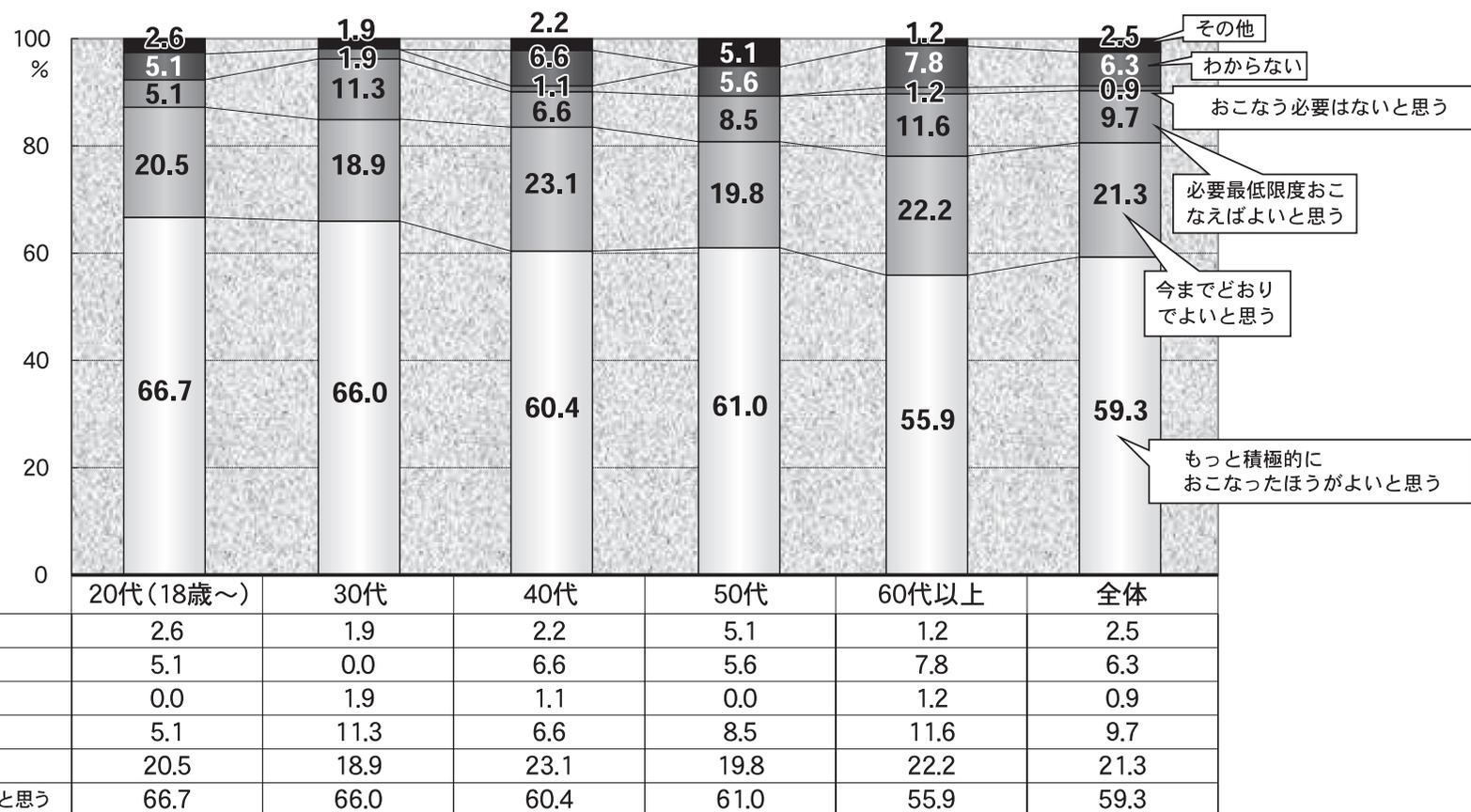


【その他】 ・弁護士に相談する ・その時になってみないとわからない ・どうすれば良いか考えて対処する ・人権の定義が曖昧 など

【考察】

- 全体では、「家族や親戚に相談する」「友だちや身近な人に相談する」と回答した人の割合が高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、どの回答項目の割合も大きな変化はない。
- 年代が上がるにつれて、警察や市役所等、公共機関を利用しようとする人の割合が高い。
また、40代以下は「だまってがまんする」と回答した人の割合が、20%を超えている。特に30代は約4割と非常に高い割合となっている。
- 人権が傷つけられた際に、相談しやすい環境を作り、どこに相談すればよいかといった手段や方法の周知が大切である。

設問8 あなたは、学校教育、社会教育において、人権教育をどのように進めたらよいと思いますか。
1つ選んでください。

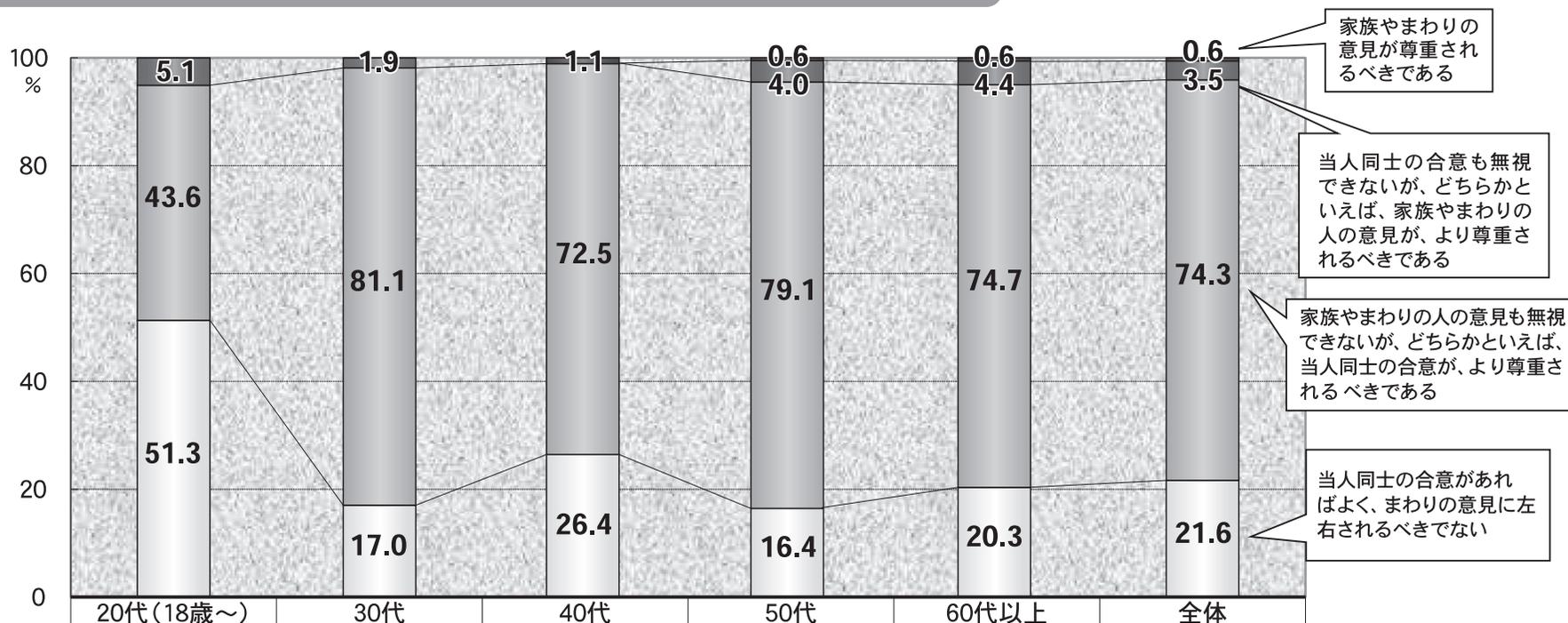


【その他】 ・現代社会に添った人権教育を実施して欲しい ・適材適所に必要な情報提供と対応が無ければ意味がない など

【考察】

- 人権教育を「もっと積極的におこなったほうがよいと思う」と回答した人の割合は、60代以上を除き60%を超えている。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「もっと積極的におこなったほうがよいと思う」と回答した人の割合は3.9ポイント増加し、「今までどおりでよいと思う」と回答した人の割合は、1.5ポイント減少した。
- 人権教育の大切さや必要性を感じている人は多い。「その他」には、「時代の変化に合わせ、今の時代に適した教育を望む」等の記述が見られた。家庭や地域、学校が連携し、周りの大人達が子ども達の手本となって人権感覚を育てていくことも大切である。

設問9 あなたは、結婚についてどのように考えますか。1つ選んでください。

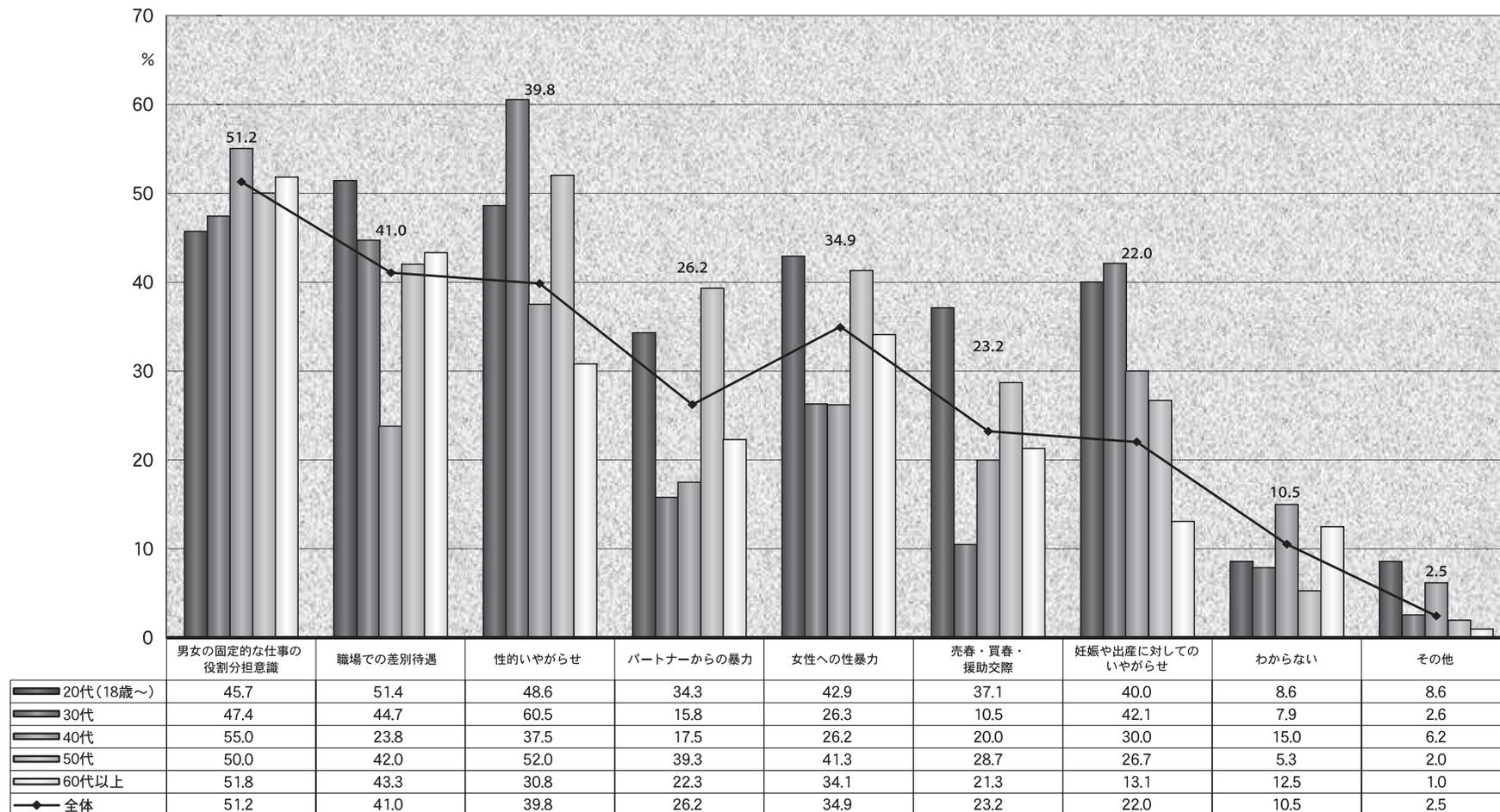


	20代(18歳～)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■家族やまわりの人の意見が尊重されるべきである	0.0	0.0	1.1	0.6	0.6	0.6
■当人同士の合意も無視できないが、どちらかといえば、家族やまわりの人の意見が、より尊重されるべきである	5.1	1.9	0.0	4.0	4.4	3.5
■家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意が、より尊重されるべきである	43.6	81.1	72.5	79.1	74.7	74.3
■当人同士の合意があればよく、まわりの意見に左右されるべきでない	51.3	17.0	26.4	16.4	20.3	21.6

【考察】

- 「家族やまわりの人の意見も無視できないが、どちらかといえば、当人同士の合意がより尊重されるべきである」と回答した人の割合が、20代以外のどの年代でも高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「当人同士の合意があればよく、まわりの意見に左右されるべきではない」と回答した人の割合が20代で25.5ポイントも増加した。
- 結婚については、どの年代でも当人同士の合意を尊重するべきであると考えてる人が多い。

設問10 あなたは、女性の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。(複数回答可)

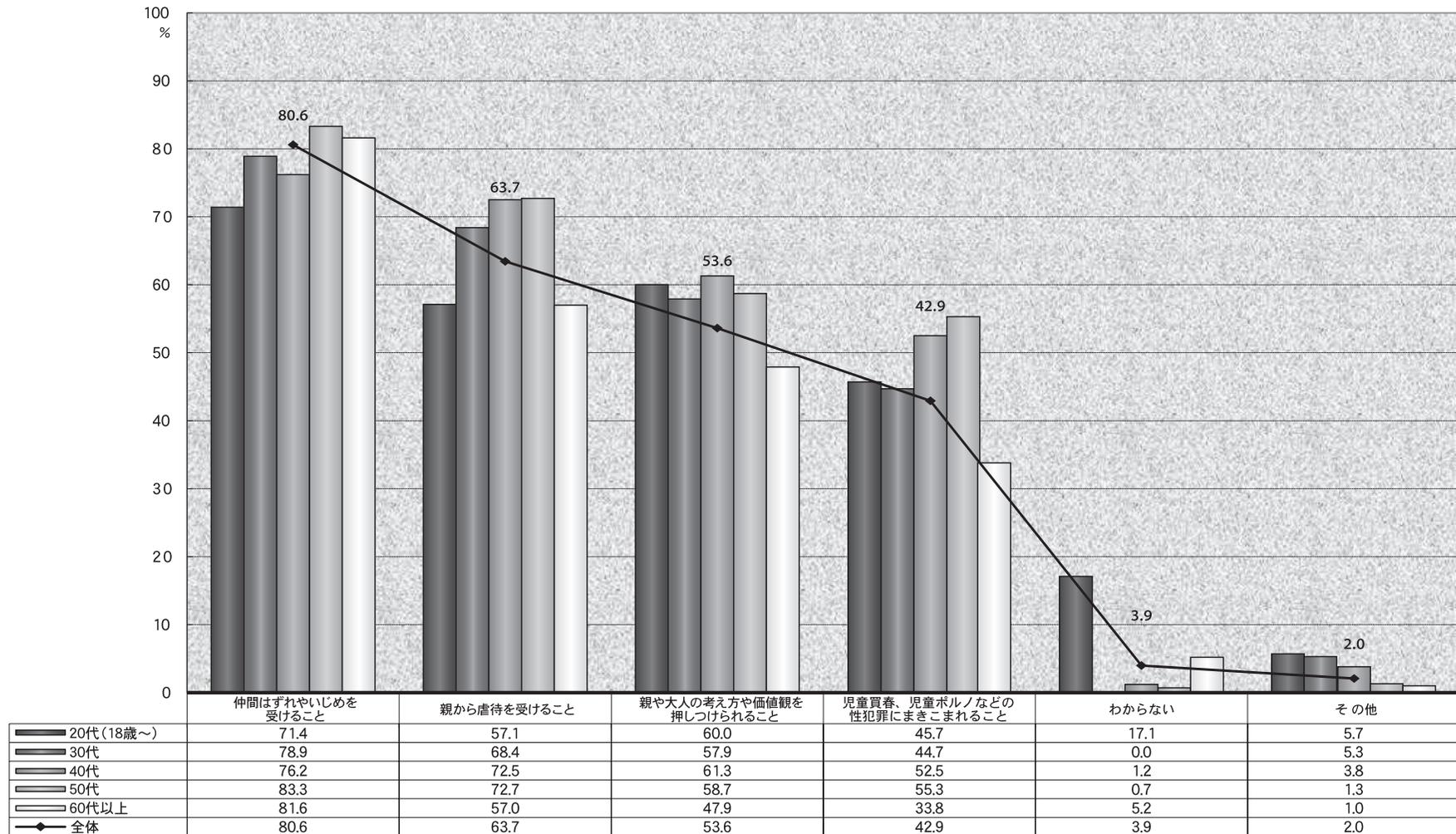


【その他】 ・今は女性だけでなく男性も差別されていると思う ・女性の立場が低いとみなされている社会的認知 ・就職の選択先が少ない など

【考察】

- 全体では、「男女の固定的な仕事の役割分担意識」「職場での差別待遇」と回答した人の割合が高い。
- 40代・50代・60代以上で、「男女の固定的な仕事の役割分担意識」と回答した人の割合が高い。
- 現実的には男女に関する固定観念が、まだ根強く残っていることがわかる。年代によって回答の割合が大きく違う項目もあることから、女性の人権について、正しい理解がもてるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。また、「職場での差別待遇」と回答した人の割合が20代・30代での割合が高いことから、企業への人権教育・啓発活動も推進していく必要がある。

設問 1 1 あなたは、子どもの人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。(複数回答可)

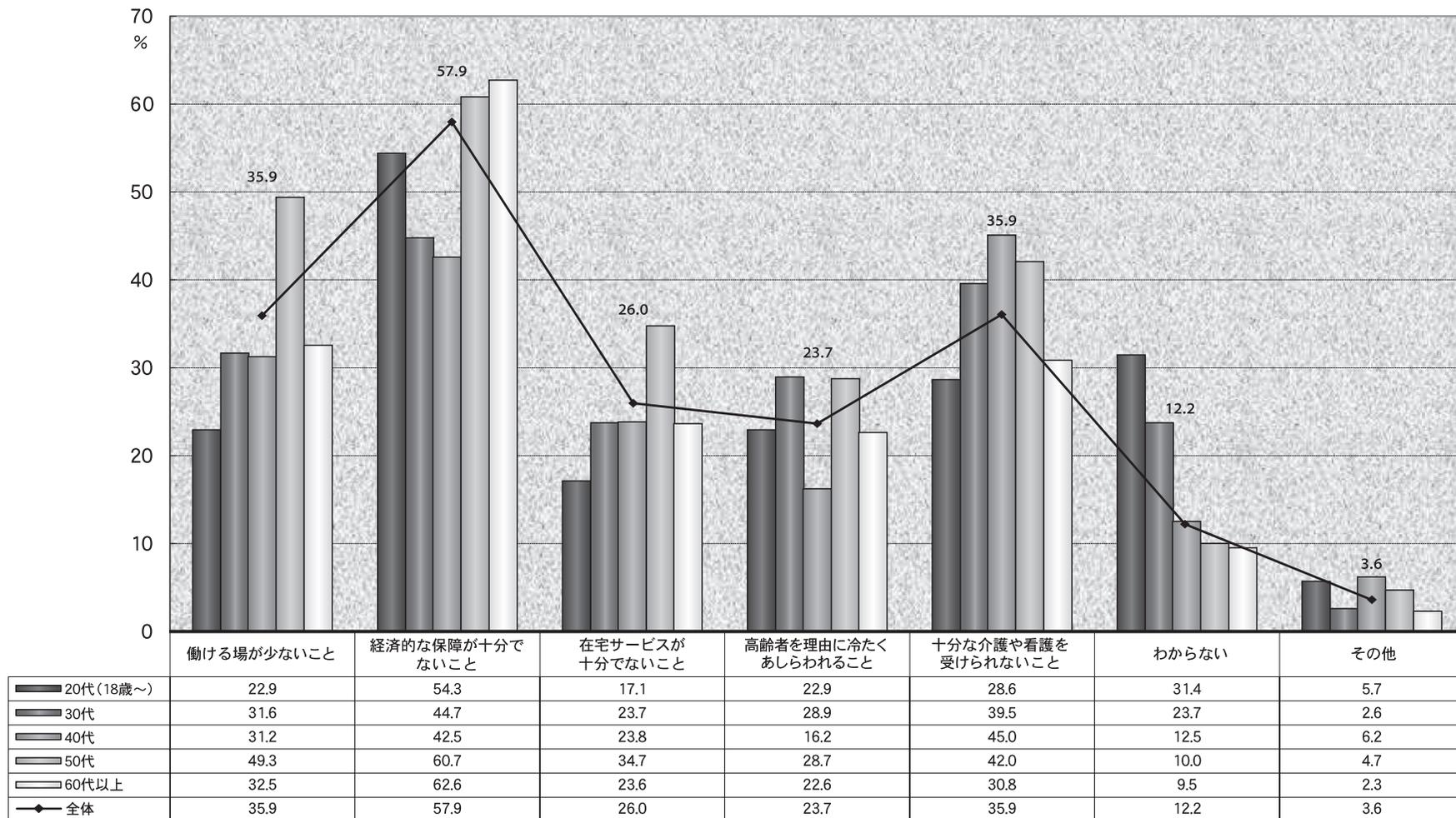


【その他】 ・その年にならないとわからないことが多い ・ネット上のトラブル ・各学校で問題になっている無駄に作られる「スクールカースト」など

【考察】

- 「仲間はずれやいじめを受けること」「親から虐待を受けること」と回答した人の割合がどの年代でも高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「親や大人の考え方や価値観を押しつけられること」と回答した人の割合が10.4ポイント増加した。
- いじめや虐待は、子どもの人権を守る上で重要な問題であり、市民の関心の高さがうかがえる。子育てに対する支援をはじめ、地域全体で子どもを守り育てる意識がもてるようにしていかななくてはならない。

設問12 あなたは、高齢者の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。(複数回答可)

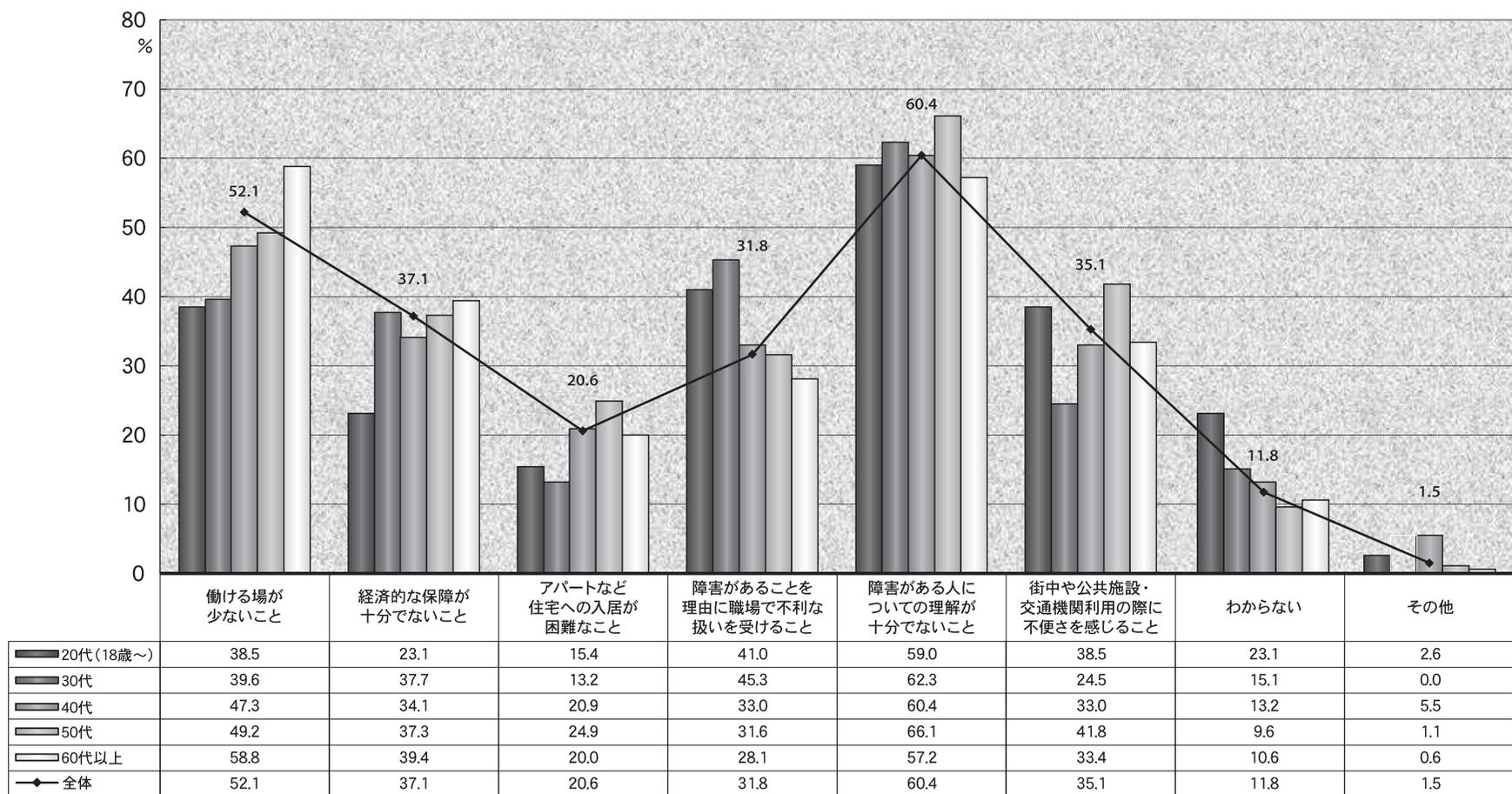


【その他】 ・賃貸住宅への入居が難しいこと ・病院から介護施設の間にはいるようなケア施設ができてほしい ・経済的な補償に差があること など

【考察】

- 全体では、「経済的な保障が十分でないこと」と回答した人の割合が高い。
- 年代が下がるほど「わからない」と回答した人の割合が高い。どの年代へも、高齢者の人権が人権課題の1つであることを周知していく必要がある。
- 「その他」に、具体的な記述が多岐にわたって見られることから、高齢者の人権問題の多様化が見られる。

設問 1 3 平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。あなたは、障害のある人の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。(複数回答可)

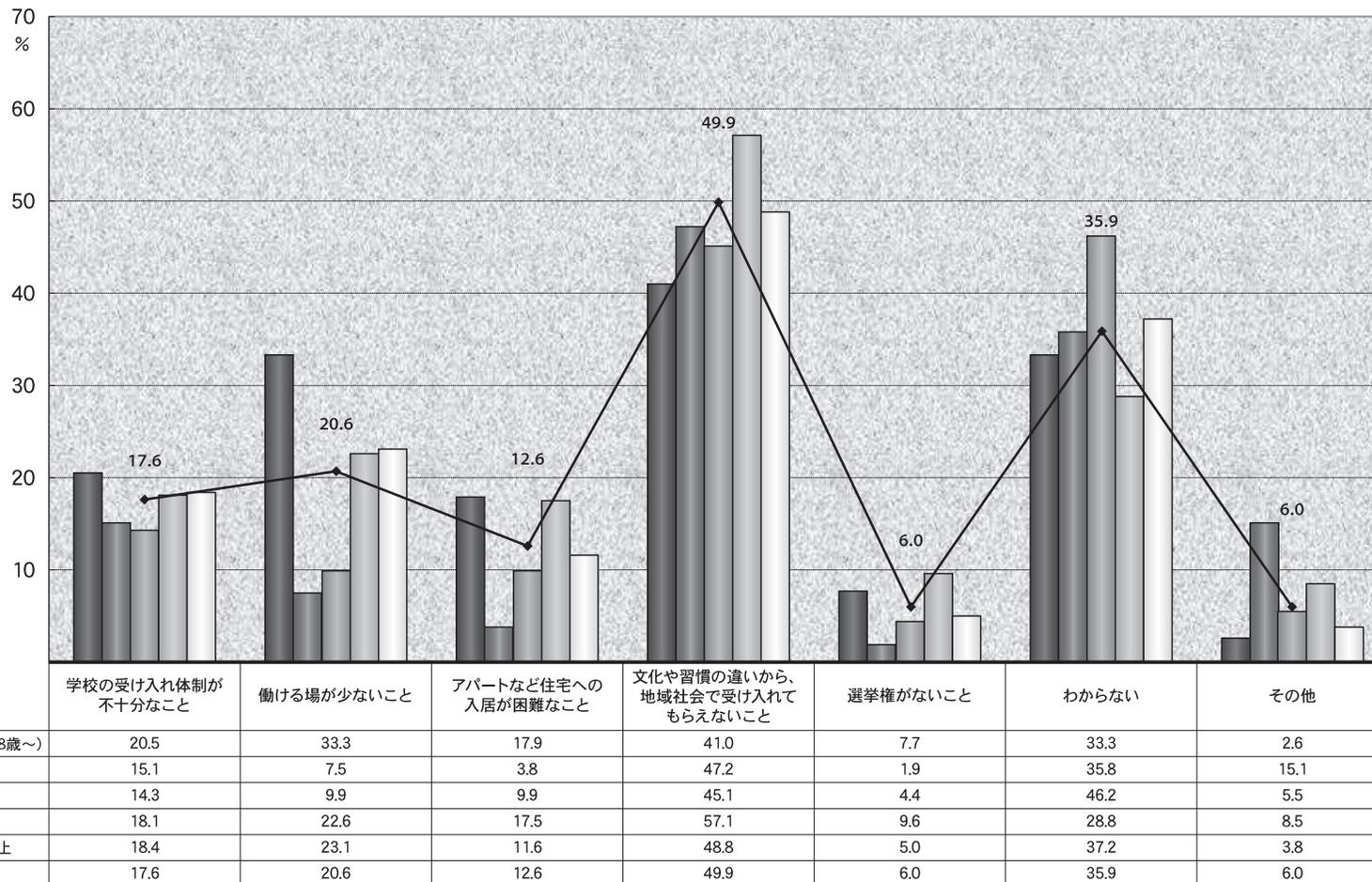


【その他】 ・ 障害のある人にとって、町中の公共施設やスーパーなどの民間施設は、十分に利用しやすい設計にはなっていないと思います ・ 障がい者本人の認識 など

【考察】

- 全体では、「働ける場が少ないこと」と「障害がある人についての理解が十分でないこと」と回答した人の割合が特に多く、50%を超えている。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、20代で「わからない」と回答した人の割合が15.5ポイントも増加した。
- 障がいのある人が地域や家庭で自立した生活を送れるよう、今後も、障がいのある人に対する理解を深める人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問 14 平成28年6月3日から、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消のための法律）が施行されました。あなたは、外国人の人権について、どのようなことが問題となっていると感じていますか。（複数回答可）

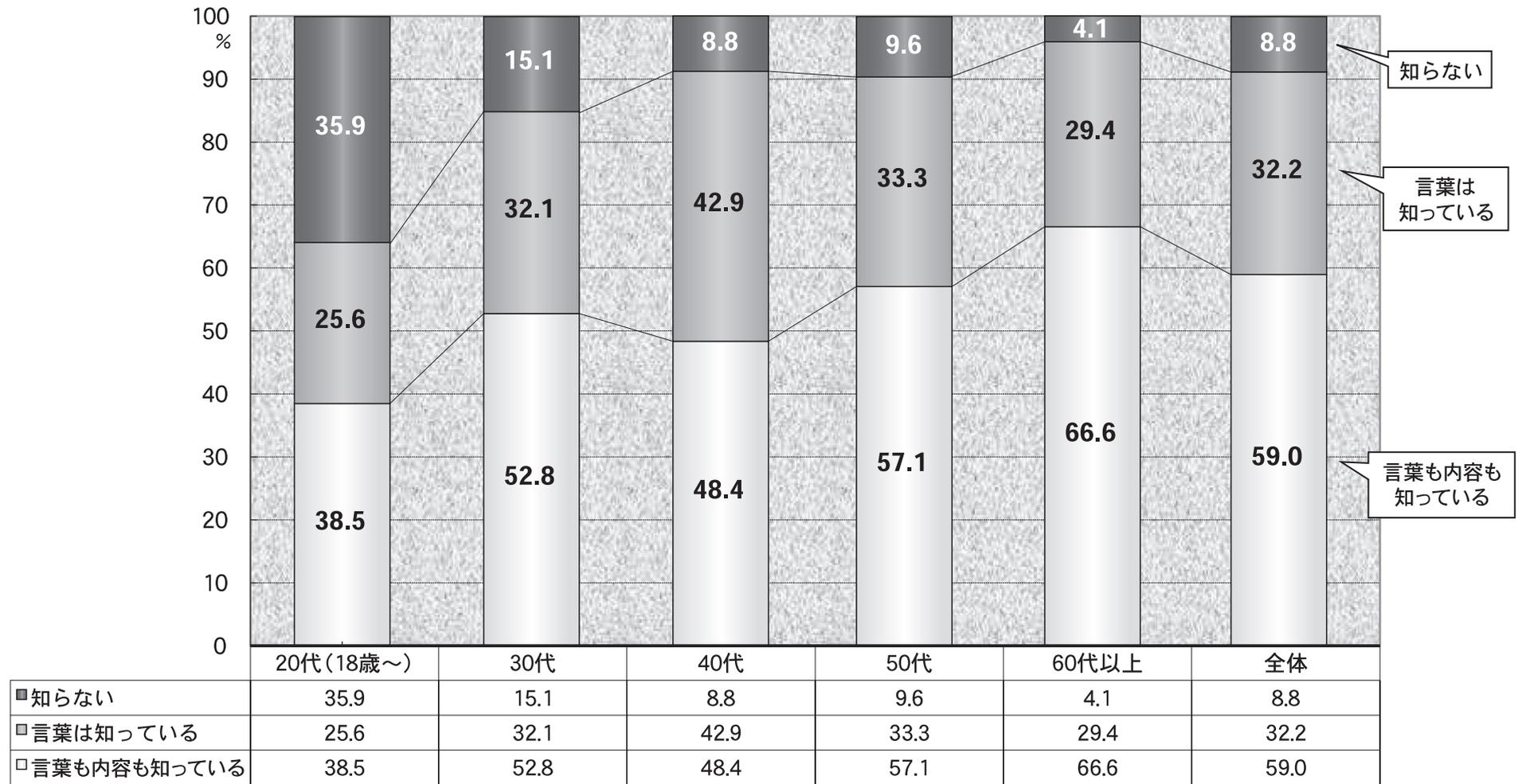


【その他】 ・外国人についての線引きが不明瞭 ・お互いに文化・習慣の違いを知り、歩み寄ることが必要 ・毎日の生活のルールを受け入れることが難しい など

【考察】

- 全体では、「文化や習慣の違いから、地域社会で受け入れてもらえないこと」と回答した人の割合が49.9%と特に高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「働ける場が少ないこと」と回答した人の割合は16.6ポイント減少した。生活をする中で、働いている外国人を目にする機会が増加したことが原因だと考えられる。
- 言語や宗教、文化等の多様性を認め、生活習慣等の違いを理解・尊重し、多文化共生社会を築いていけるように人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問15 あなたは、同和問題(部落差別)について、知っていますか。1つ選んでください。

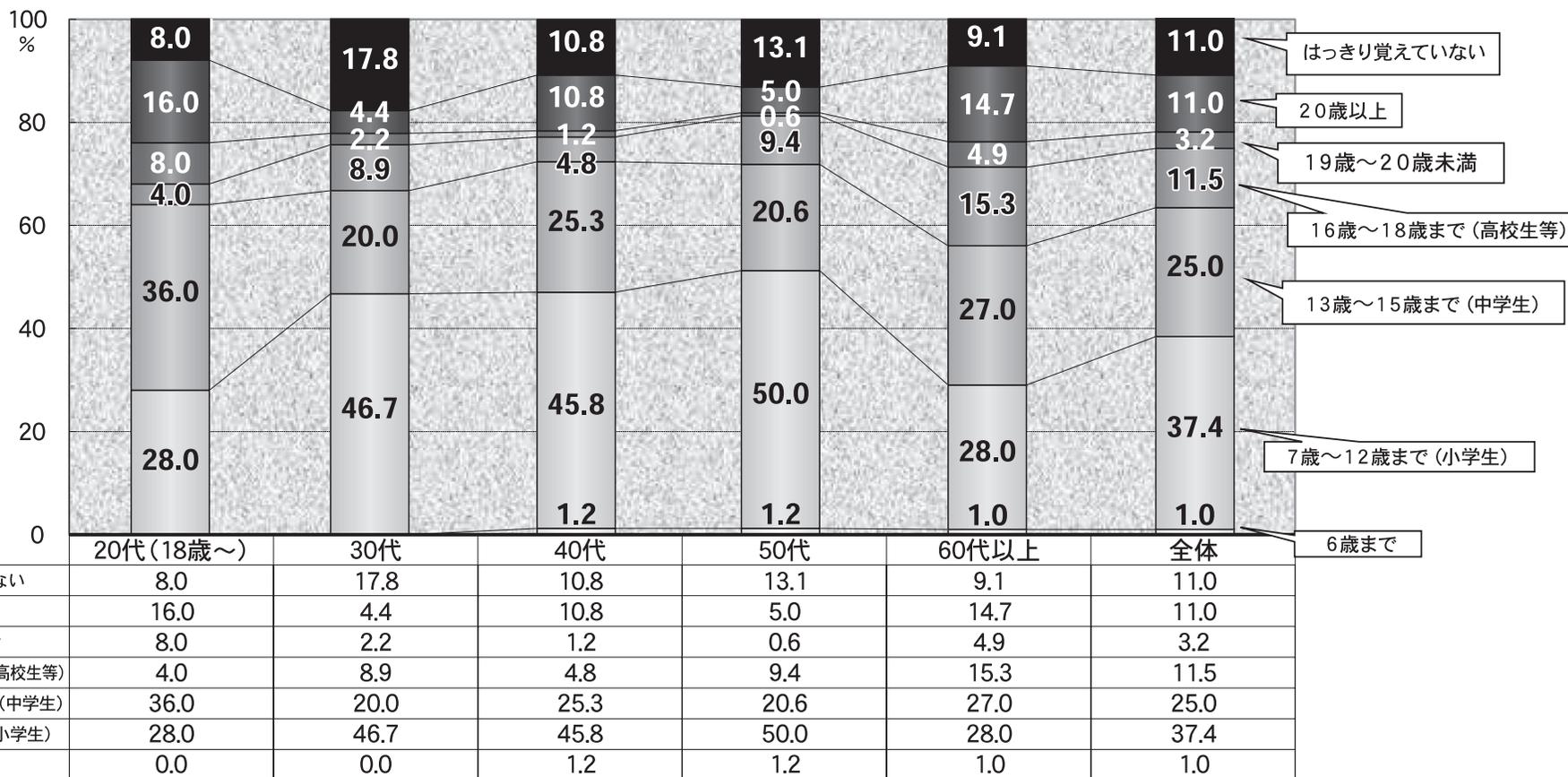


【考察】

- 全体では、「言葉も内容も知っている」と「言葉は知っている」と回答した人の割合が91.2%であった。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、20代で「知らない」と回答した人の割合が8.6ポイント増加した。
- 60代以上では、「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合が高い。
- 若年層での「知らない」の割合が調査ごとに増えていることを踏まえ、学校等で同和問題(部落差別)に対する正しい知識と理解がもてるようにしていかななくてはならない。

※設問15で「(ア)言葉も内容も知っている」「(イ)言葉は知っている」と答えた方のみ、お答えください。

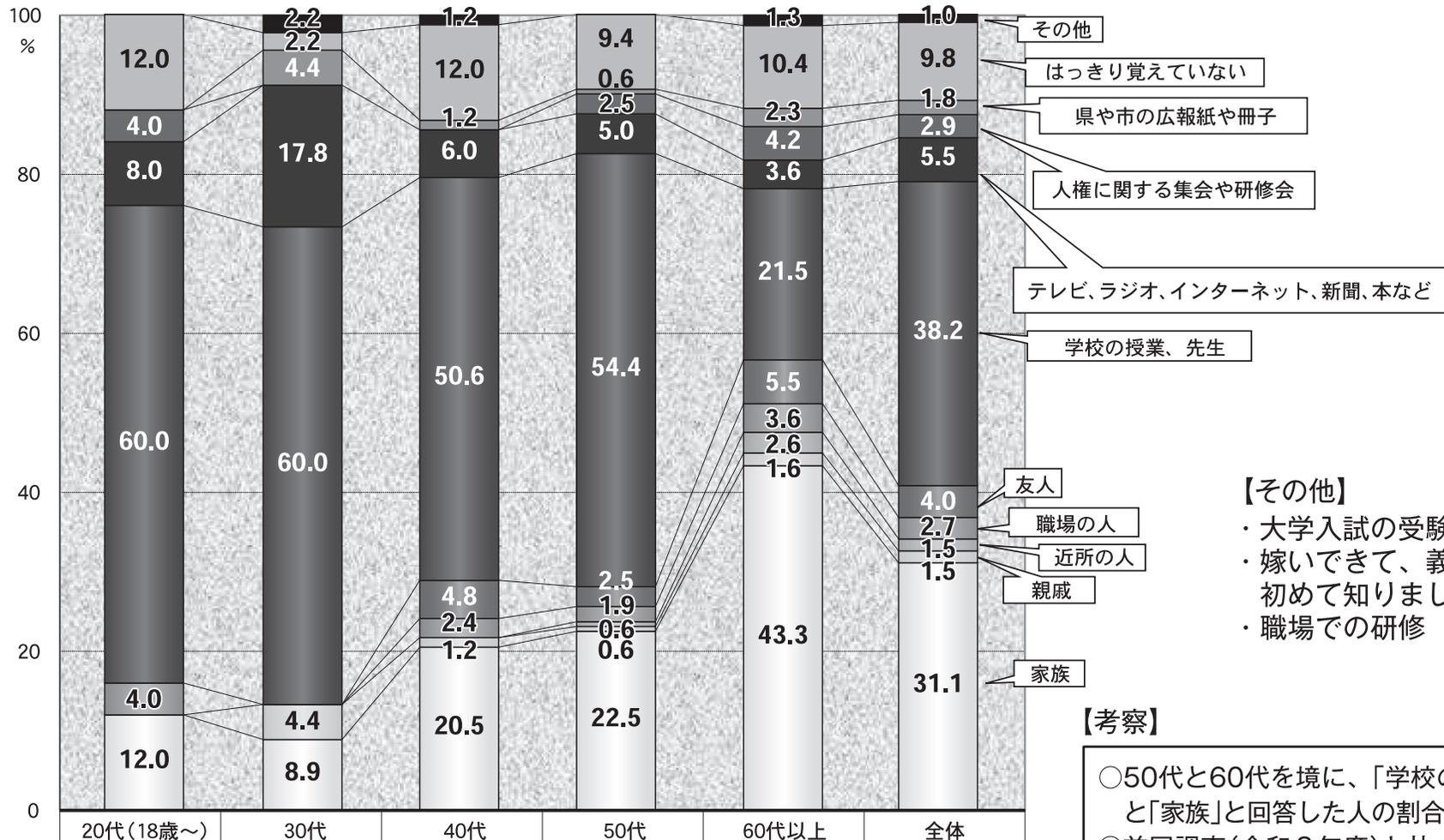
設問16 あなたが、同和問題(部落差別)について初めて知ったのは、いつ頃ですか。1つ選んでください。



【考察】

- 全体では、同和問題(部落差別)について初めて知ったのが「小学生・中学生・高校生」と回答した人の割合は、73.9%であった。
- 20代から50代までは、義務教育段階で「知った」割合が60%を超えている。
- 小学校・中学校・高等学校での人権教育がいかに重要であるかを改めて実感させられる。また、成人に対しても正しい知識と理解がもてるよう、市民等を対象として継続的に人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問17 あなたが、同和問題(部落差別)について、初めて知ったのは、だれ(なに)からですか。1つ選んでください。



【その他】

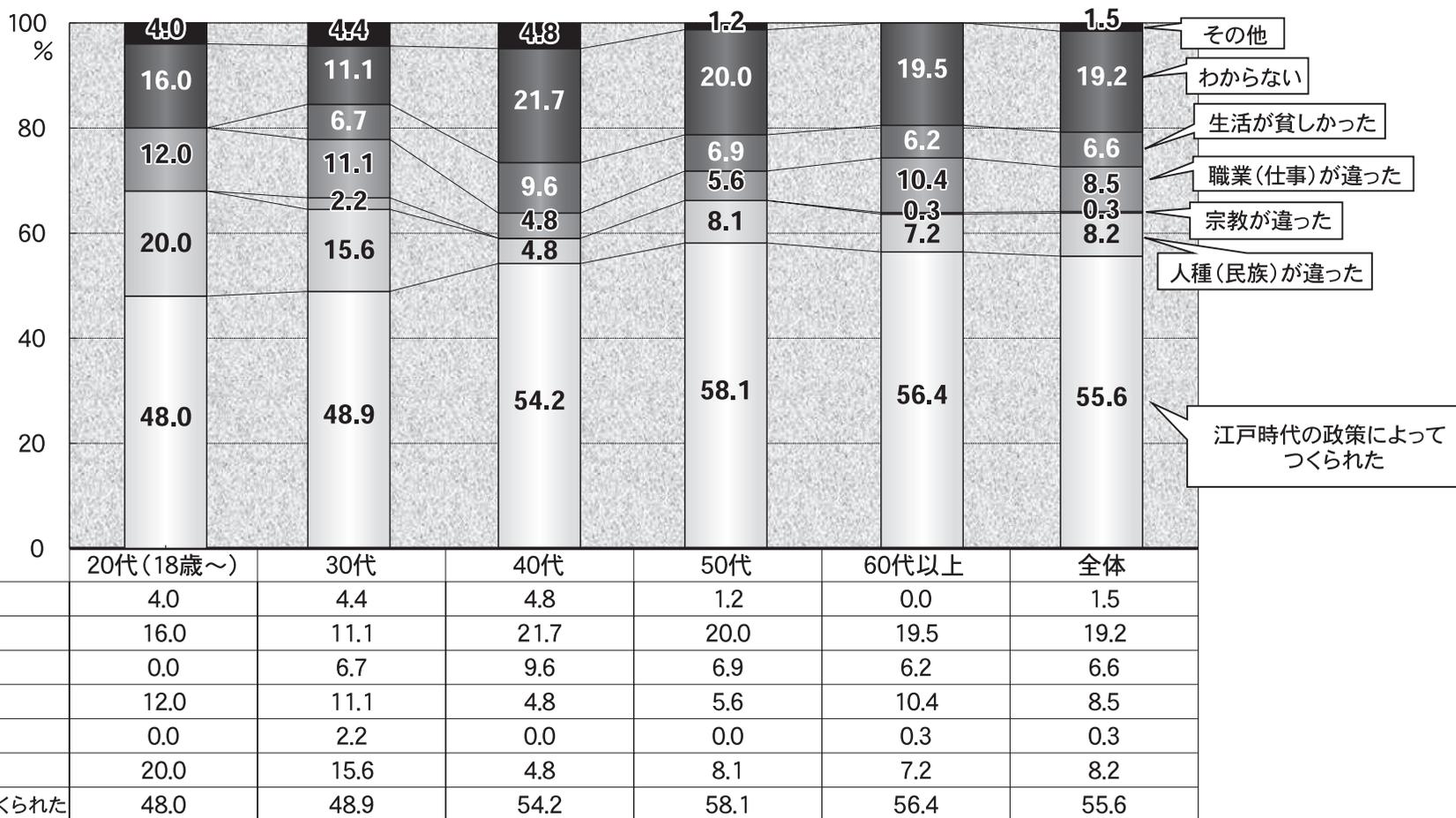
- ・ 大学入試の受験勉強
- ・ 嫁いできて、義母の言葉から初めて知りました
- ・ 職場での研修

【考察】

- 50代と60代を境に、「学校の授業・先生」と「家族」と回答した人の割合が大きく違う。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、30代の「テレビ・ラジオ・新聞・本など」と回答した人の割合が5.4ポイント増加した。
- 「学校の授業、先生」と回答した割合が全体では多かったので、同和問題(部落差別)について、正しく理解を深めるために、学校における人権教育が欠かせない。

	20代(18歳～)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■その他	0.0	2.2	1.2	0.0	1.3	1.0
□はっきり覚えていない	12.0	2.2	12.0	9.4	10.4	9.8
□県や市の広報紙や冊子	0.0	4.4	1.2	0.6	2.3	1.8
■人権に関する集会や研修会	4.0	0.0	0.0	2.5	4.2	2.9
■テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、本など	8.0	17.8	6.0	5.0	3.6	5.5
■学校の授業、先生	60.0	60.0	50.6	54.4	21.5	38.2
□友人	0.0	0.0	4.8	2.5	5.5	4.0
□職場の人	0.0	0.0	2.4	1.9	3.6	2.7
□近所の人	0.0	0.0	0.0	0.6	2.6	1.5
□親戚	0.0	4.4	1.2	0.6	1.6	1.5
□家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)	12.0	8.9	20.5	22.5	43.3	31.1

設問18 あなたは、同和問題(部落差別)の起こりについて、どのように受けとめていますか。1つ選んでください。

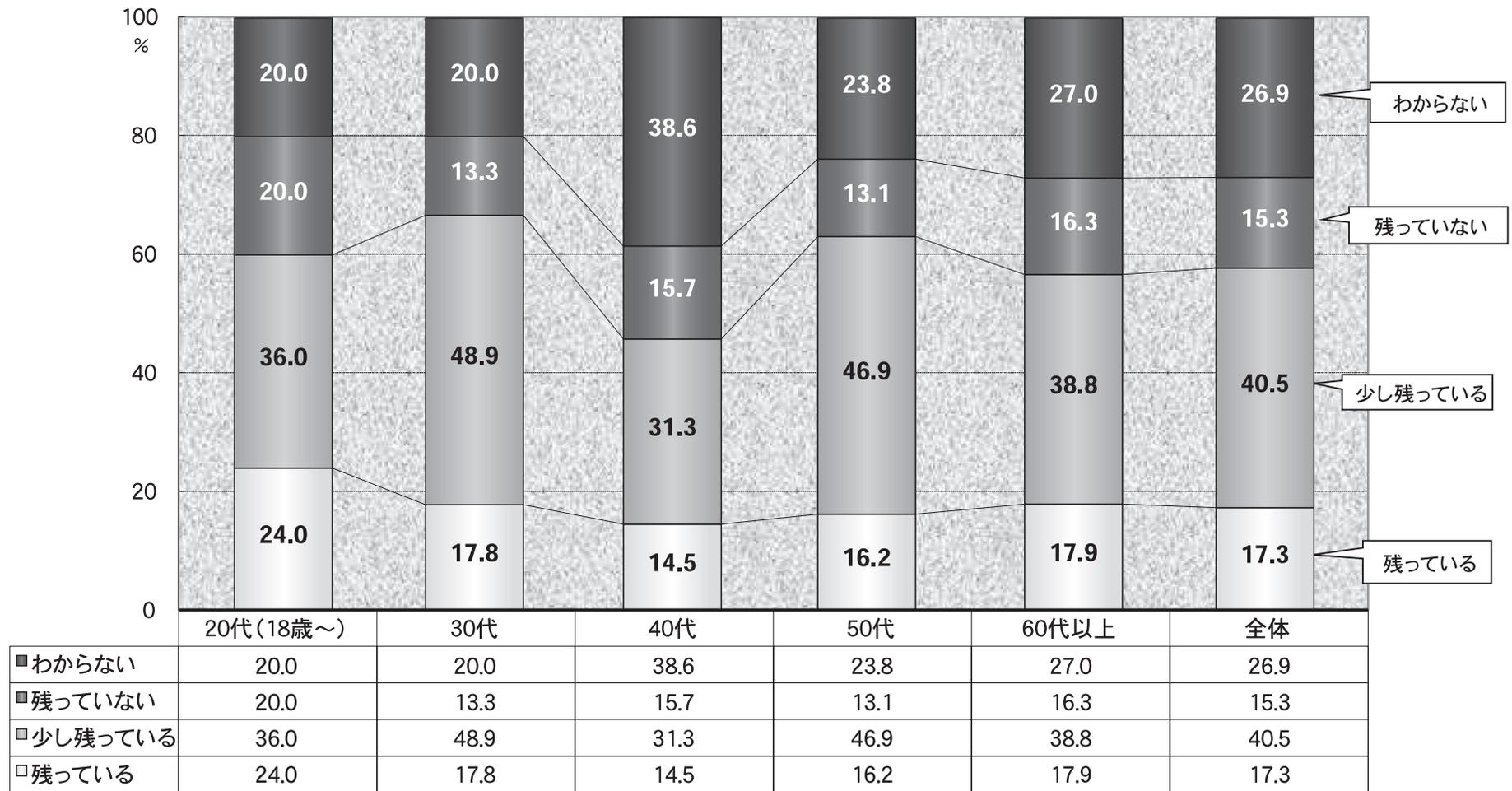


【その他】 ・人間の弱さ ・生まれや階級 ・人間だから ・特定の地域の人々を除け者にしてきた ・価値観の違い ・地域に根付いている など

【考察】

- 全体では、「江戸時代の政策によってつくられた」と回答した人の割合が最も高いが、年代によって差が見られる。
- 同和問題の起こりについて、20代と30代で「人種(民族)が違った」と回答した人の割合が他の年代と比べて高い。
- 「わからない」、「職業(仕事)が違った」、「生活が貧しかった」、「人種(民族)が違った」など、同和問題(部落差別)の起こりについて、正しく理解していない人が見られることから、小学校から発達の段階に応じて、人権教育を推進していく必要がある。

設問19 あなたは、現在でも同和問題(部落差別)が残っていると思いますか。1つ選んでください。



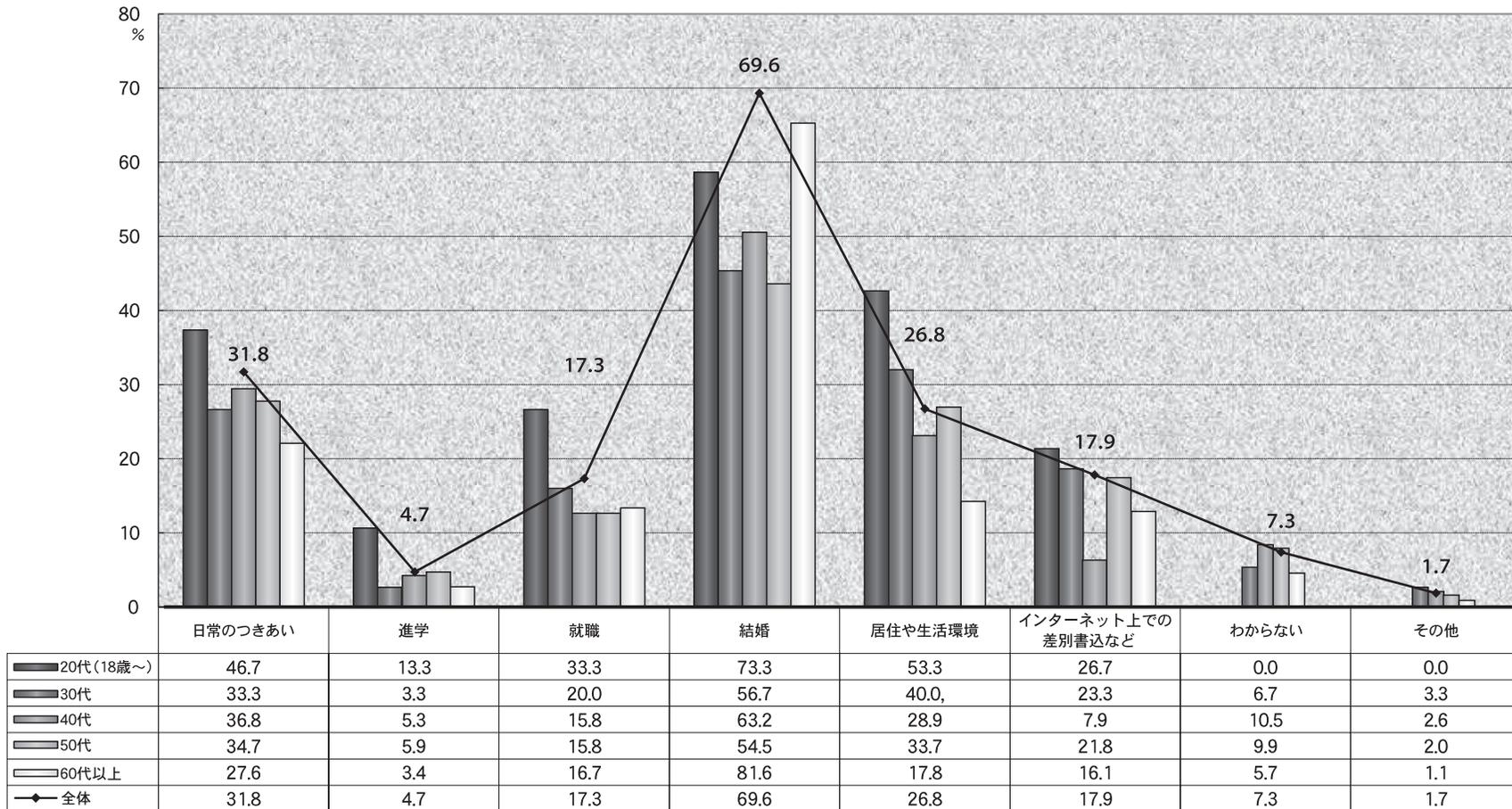
【考察】

- 全体で、「残っている」、「少し残っている」と回答した人の割合は57.8%であった。前回調査(令和3年度)に比べて、7.7ポイント減少した。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「残っていない」が5.2ポイント増加している。
- 現在でも同和問題(部落差別)が「残っている」「少し残っている」と回答した割合が50%を超えていることから、正しい理解を深め、差別を見抜く力・差別を許さない意識等を養う人権教育・啓発活動をいっそう推進していく必要がある。

※設問19で「(ア)残っている」「(イ)少し残っている」と回答した方 →設問20へ

※設問19で「(ウ)残っていない」「(エ)わからない」と回答した方 →設問21へ

設問20 あなたは、同和問題(部落差別)はどんな場合に起こっていると思いますか。(複数回答可)

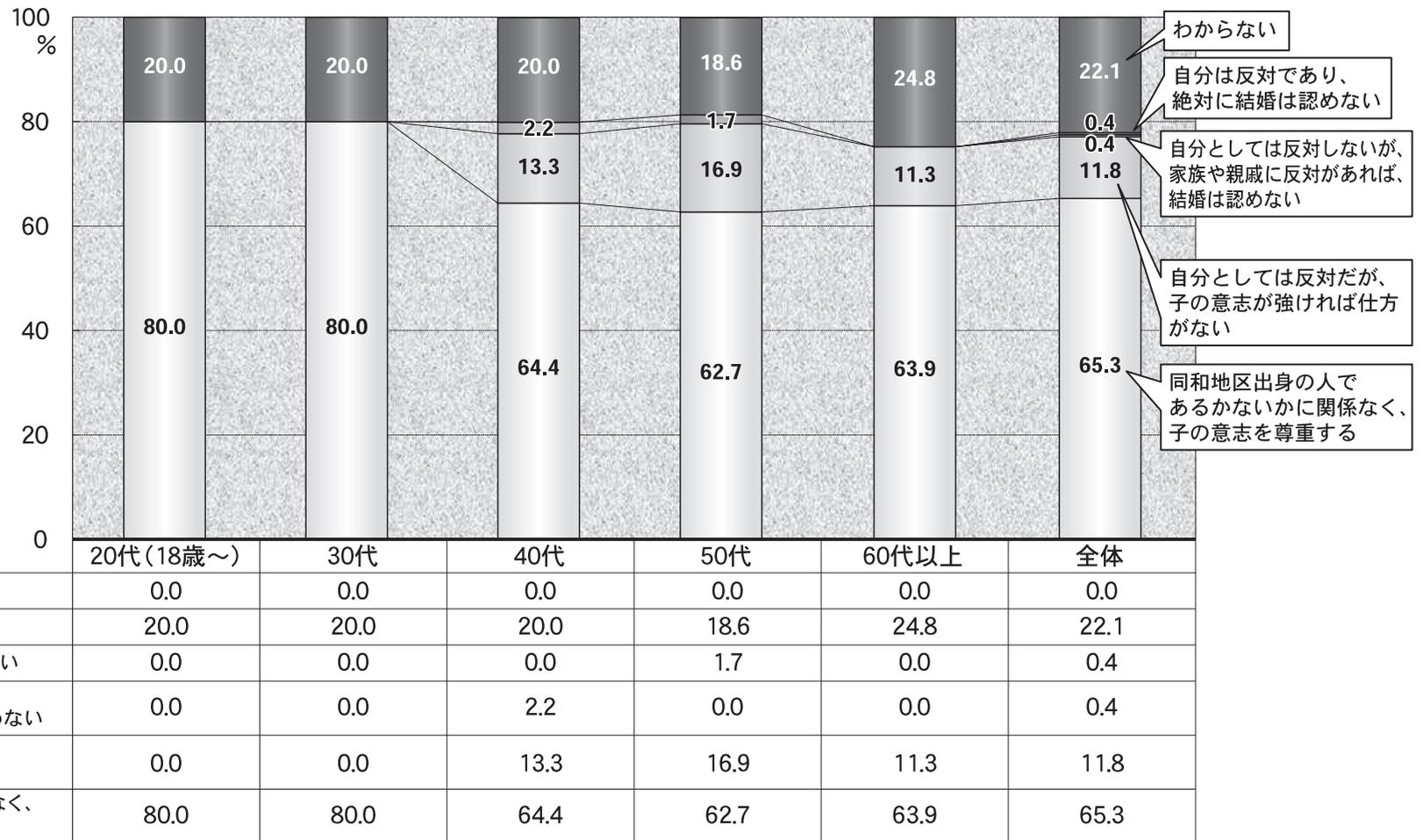


【その他】・同和地区の所在地を示す出版物など ・現代において同和問題は薄れつつあるが同和問題が、関係ない些細なことでも、いちいち紐付け声を大にして大事にしている事に問題があると思う など

【考察】

- 全体では、どの年代も「結婚」と回答した人の割合が高い。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、全体では「日常のつきあい」と回答した人の割合が4.9ポイント増加し、「インターネット上での差別書込など」と回答した人の割合も2.3ポイント増加した。
- 20代では、「結婚」以外の場合についても同和問題(部落差別)が起こっていると感じている割合が他の年代に比べて高い。
- 同和問題(部落差別)に直面する場面として、日常生活と考える人も多い。日常生活における心理的差別が解消されるよう、人権教育・啓発活動をいっそう推進していく必要がある。

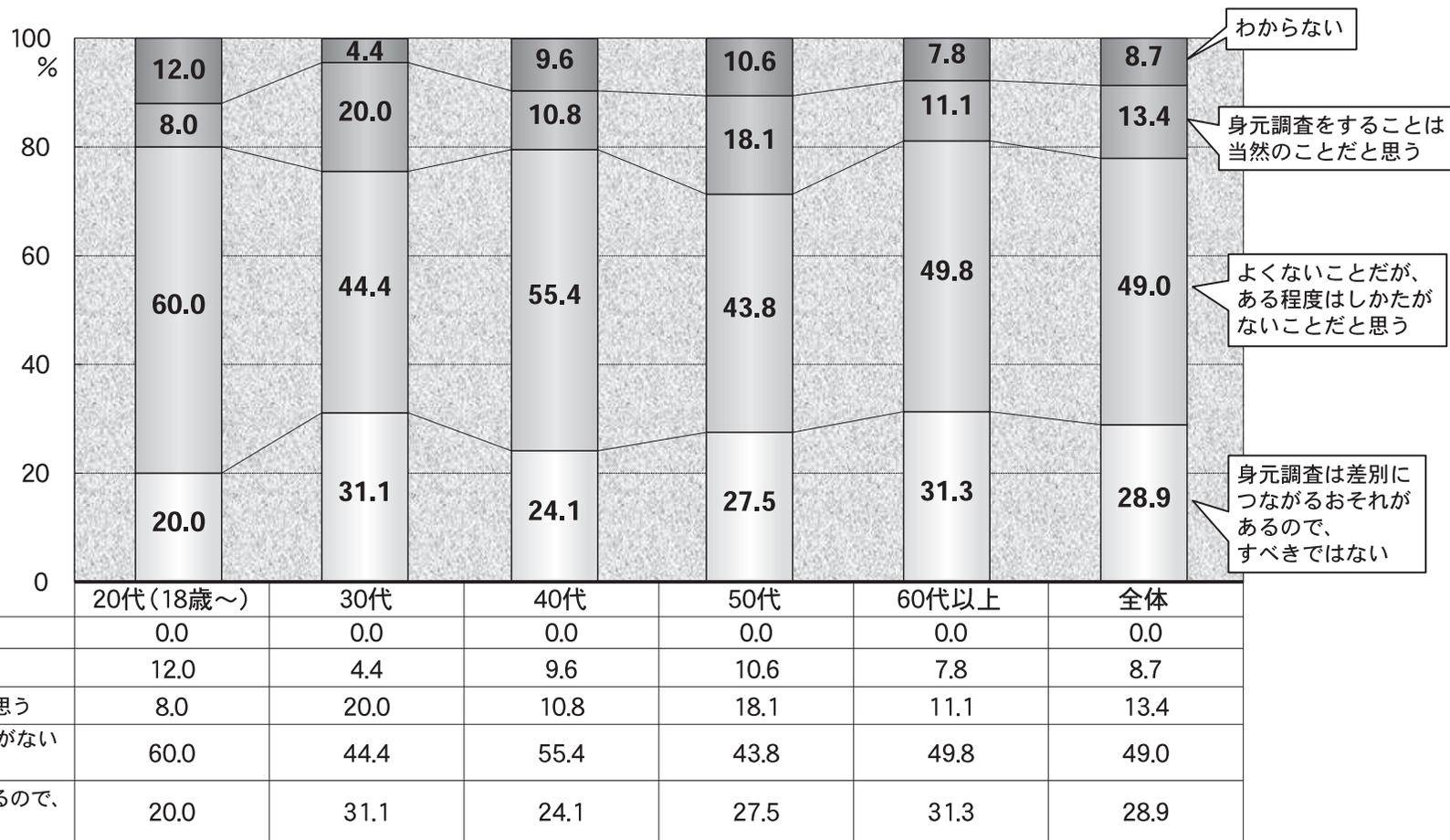
設問2 1 あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとした場合、あなたはどのように対応しますか。
1つ選んでください。



【考察】

- 全体では、「同和地区出身の人であるかないかに関係なく、子の意志を尊重する。」と回答した割合が65.3%と高かった。
- 全体としては、同和地区出身者との結婚に対して反対の立場をとらない傾向にあるが、40代を越えると反対の立場の人もある。
- 20代、30代は、他の年代に比べて「子の意志を尊重する」と回答した人の割合が高い。

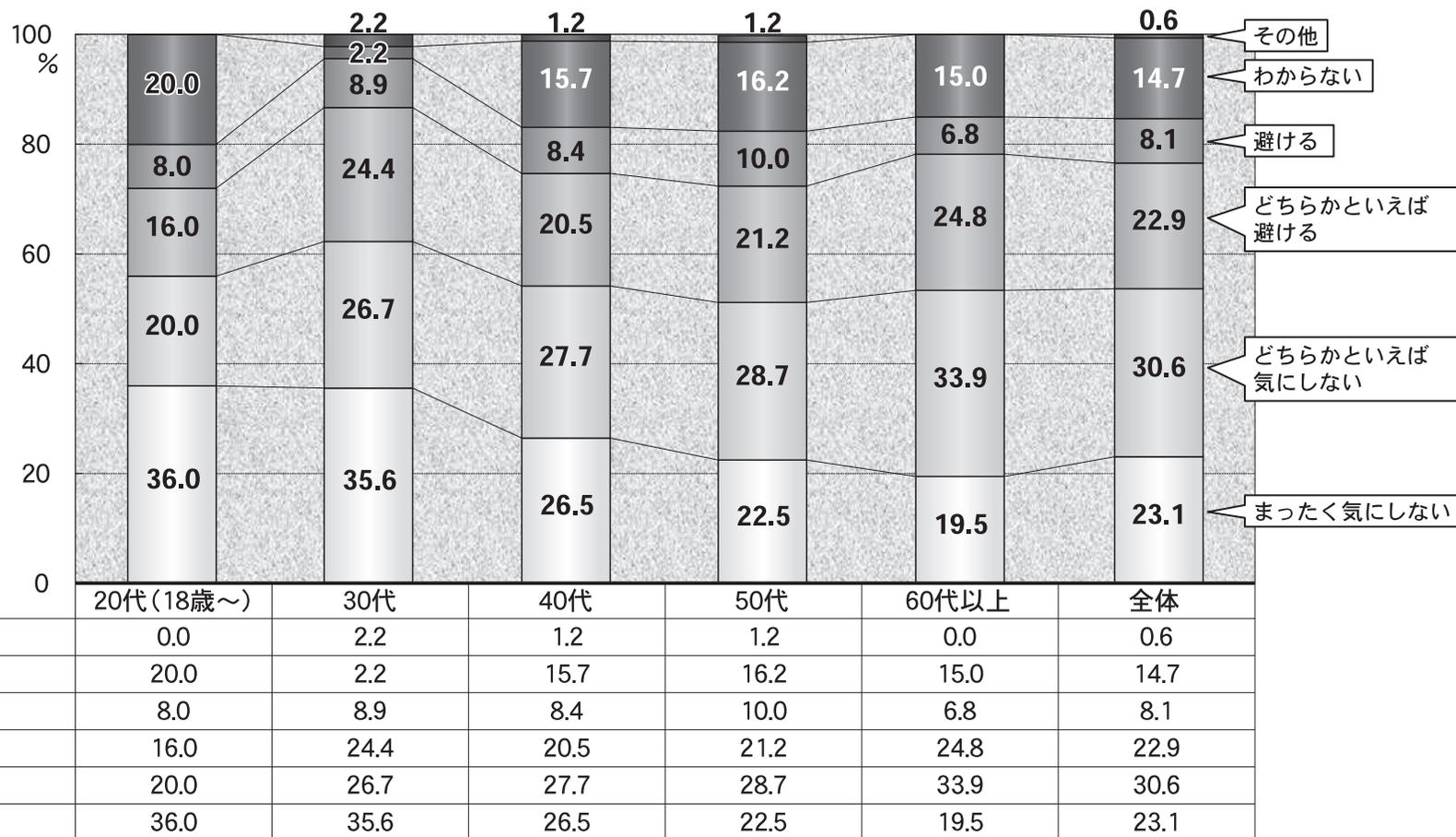
設問22 あなたは、結婚や就職時の身元調査について、どのように考えますか。1つ選んでください。



【考察】

- 全体では、「身元調査をすることは当然のことだと思う」「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」と回答した人の割合は62.4%であった。
- 各年齢層で「身元調査をすることは当然のことだと思う」「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」の回答率が高いため、身元調査は差別であるという認識をしっかりとめるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問23 あなたは、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区であった場合、避けることがありますか。1つ選んでください。

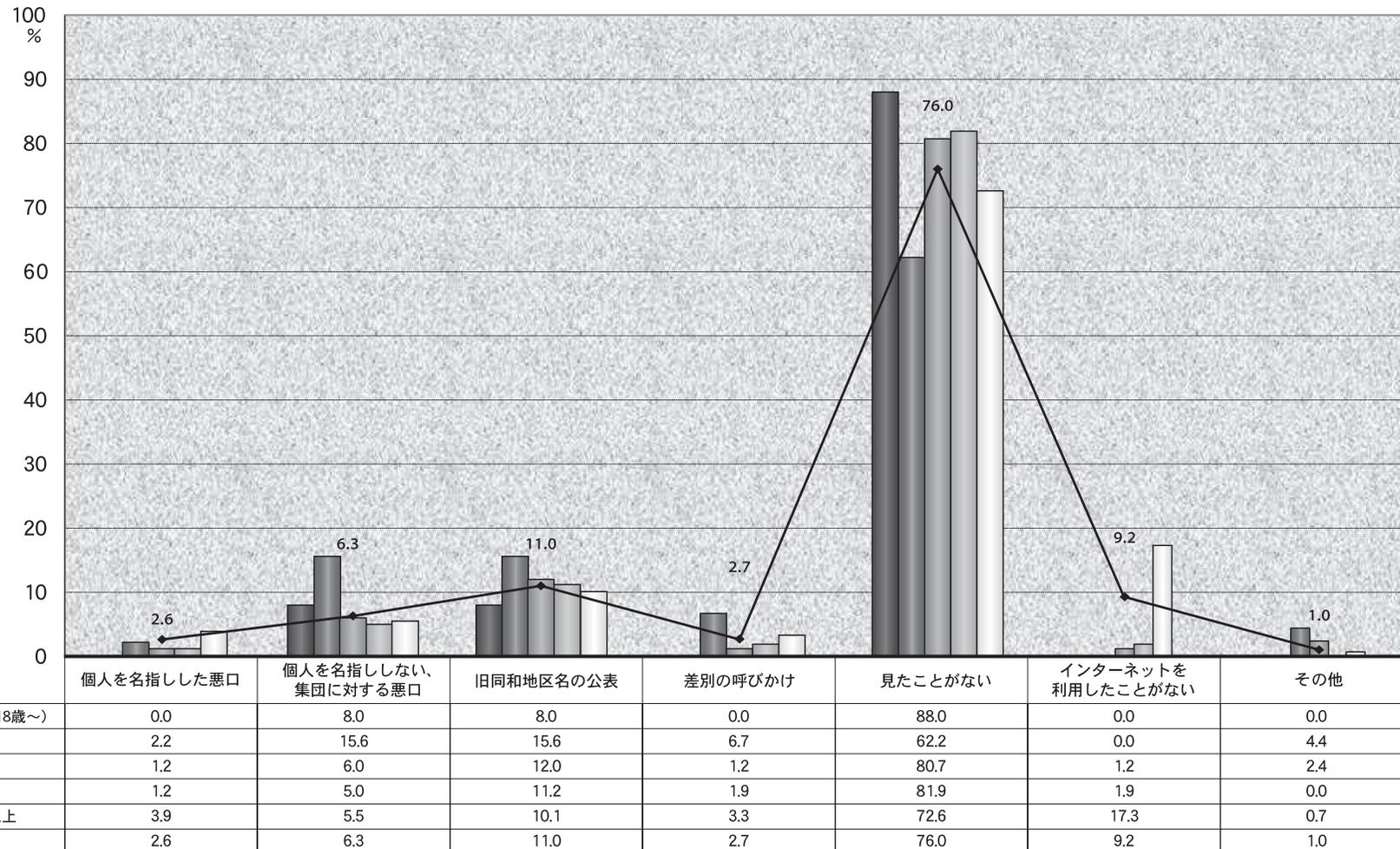


【その他】 ・ハザードマップで色がつくことが多いので、避けざるを得ない ・同和地区か否かに関わらず、地域性や住民の気質等に問題を感じたら避ける など

【考察】

- 全体では、「避ける」「どちらかといえば避ける」と回答した人の割合が31.0%であった。前回調査(令和3年度)に比べて、8.3ポイント減少した。
- 前回調査(令和3年度)と比べて、「まったく気にしない」「どちらかといえば気にしない」と回答した人の割合が、全体では7.0ポイント増加した。
- 年代によって差はあるものの、いまだに根強く忌避意識が残っていることがうかがえる。心理的差別につながる忌避意識の解消が図れるよう、今後も人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問24 あなたは、同和問題(部落差別)に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか。あるとしたら、どのような内容のものでしたか。(複数回答可)

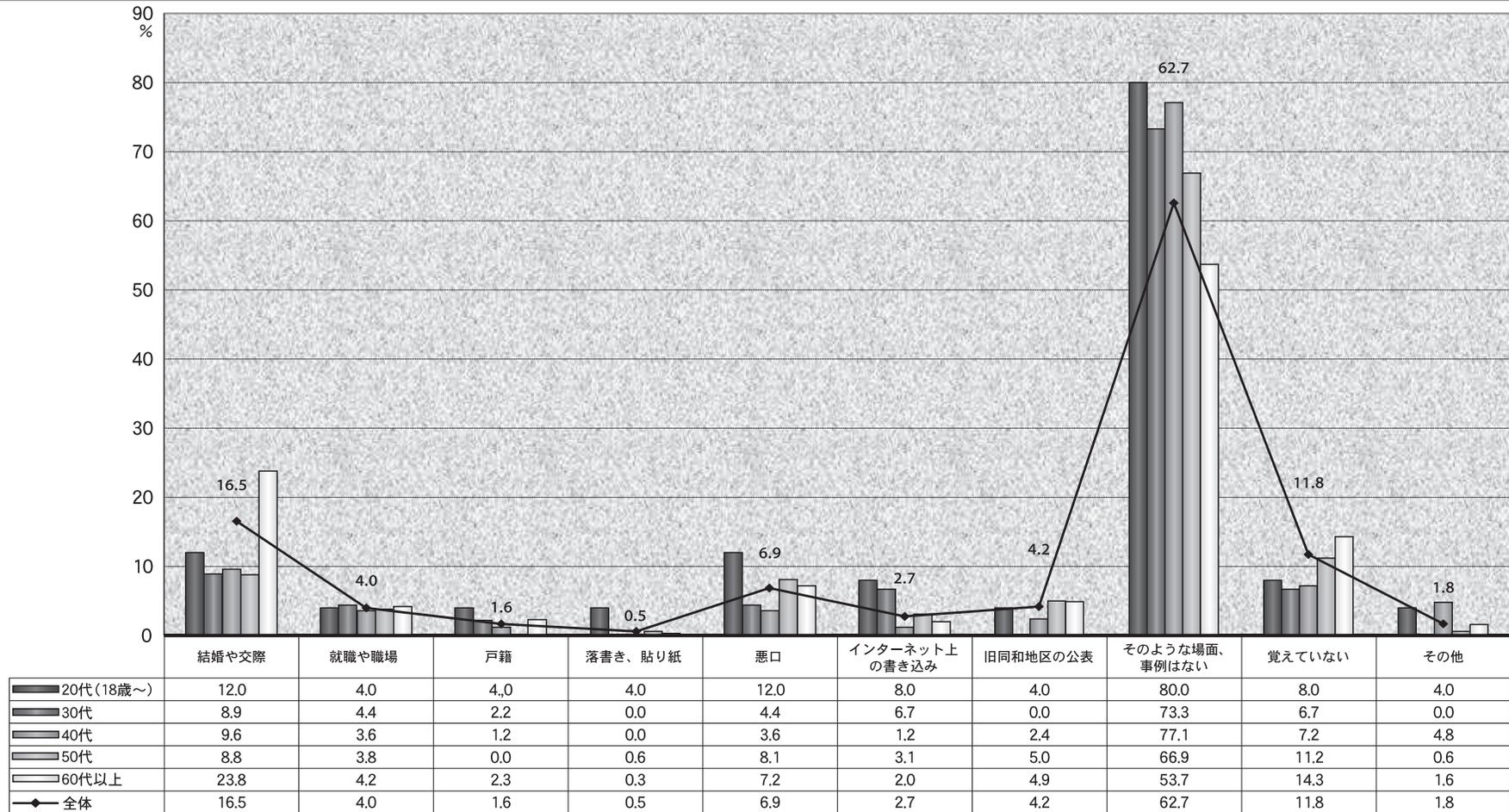


【その他】 ・ 同和問題を検索しない ・ 気にしたことがないからわからない ・ 自分に必要な内容だけを見ているのでわからない など

【考察】

- 全体では、「見たことがない」と回答した人の割合が、76.0%であった。
- 30代では、「個人を名指ししない、集団に対する悪口」「差別の呼びかけ」「旧同和地区名の公表」に関する人権侵害を見たことがある割合が、他の年代よりも高い。
- インターネット上での同和問題(部落差別)に関する人権侵害は、全体の76.0%が「見たことがない」と回答しているため、多くの人の目には触れていないようである。しかし、他の項目から人権侵害が無いわけではないことがわかる。

設問25 あなたは、過去に実社会やインターネット上で、部落差別による被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたことがありますか。あるいは、あなたの親族・知人が、過去に同様の被害を受けたり、反対に、部落差別に当たる言動をしたりしているのを見聞きしたことがありますか。あるとしたら、どのような場面、事例でしたか。(複数回答可)

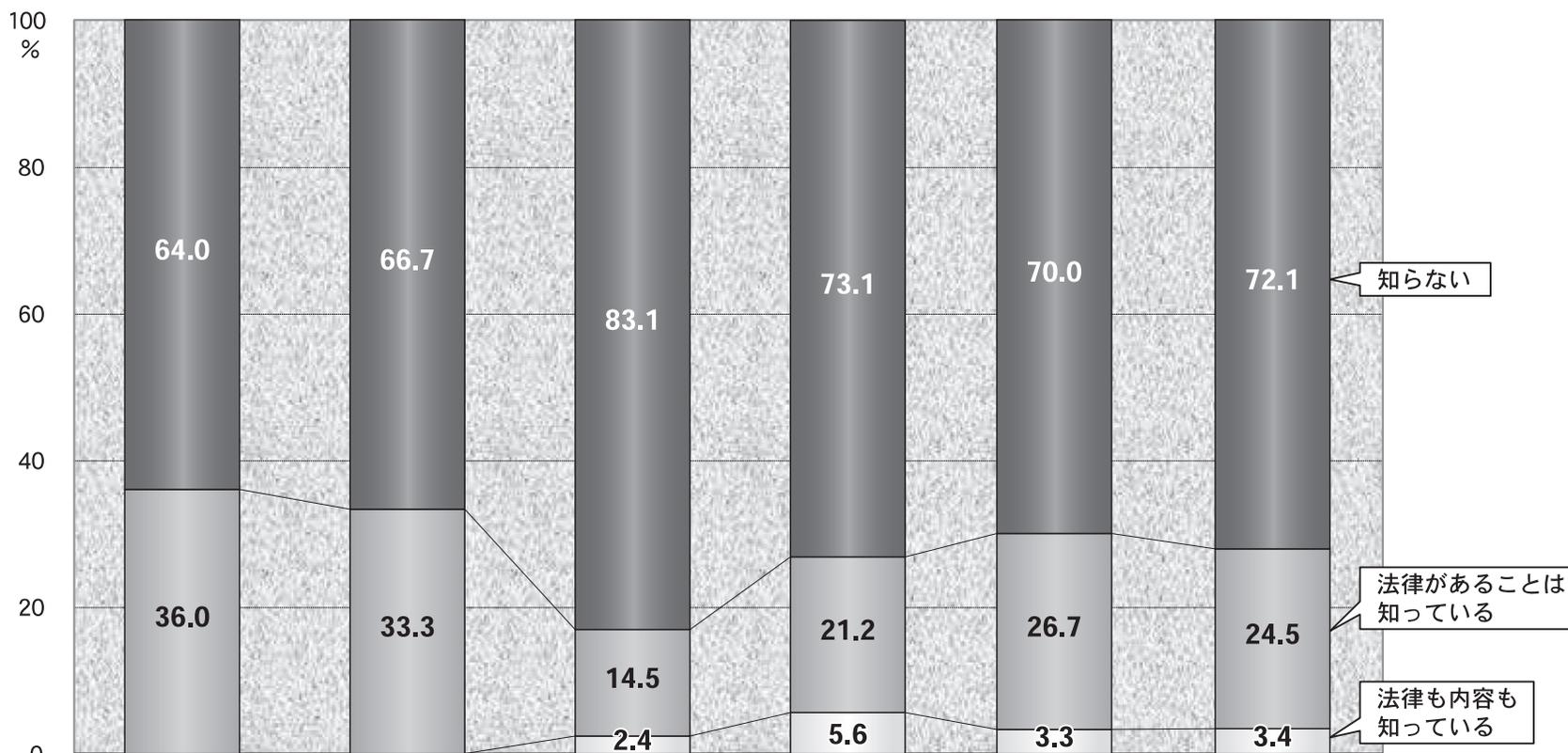


【その他】 ・60年以上前、私の育った地区にも同和地区のようなところがあったが、子供たちは普通に行き来して遊んでいました 成人になって特別なんだと意識したように思う など

【考察】

- 全体では、「そのような場面、事例はない」と回答した人の割合が、62.7%と高い。
- 「結婚や交際」に関しての部落差別は、60代以上の回答が突出して高い。
- 全体として、部落差別の被害を受けたり部落差別に当たる言動をしたり、部落差別を見聞きしたりした経験はないが、どの項目も一定程度は回答があることから、現在でも差別が残っていることが読み取れる。

設問26 あなたは、平成28年12月16日から施行されている「部落差別の解消の推進に関する法律」について、知っていますか。1つ選んでください。

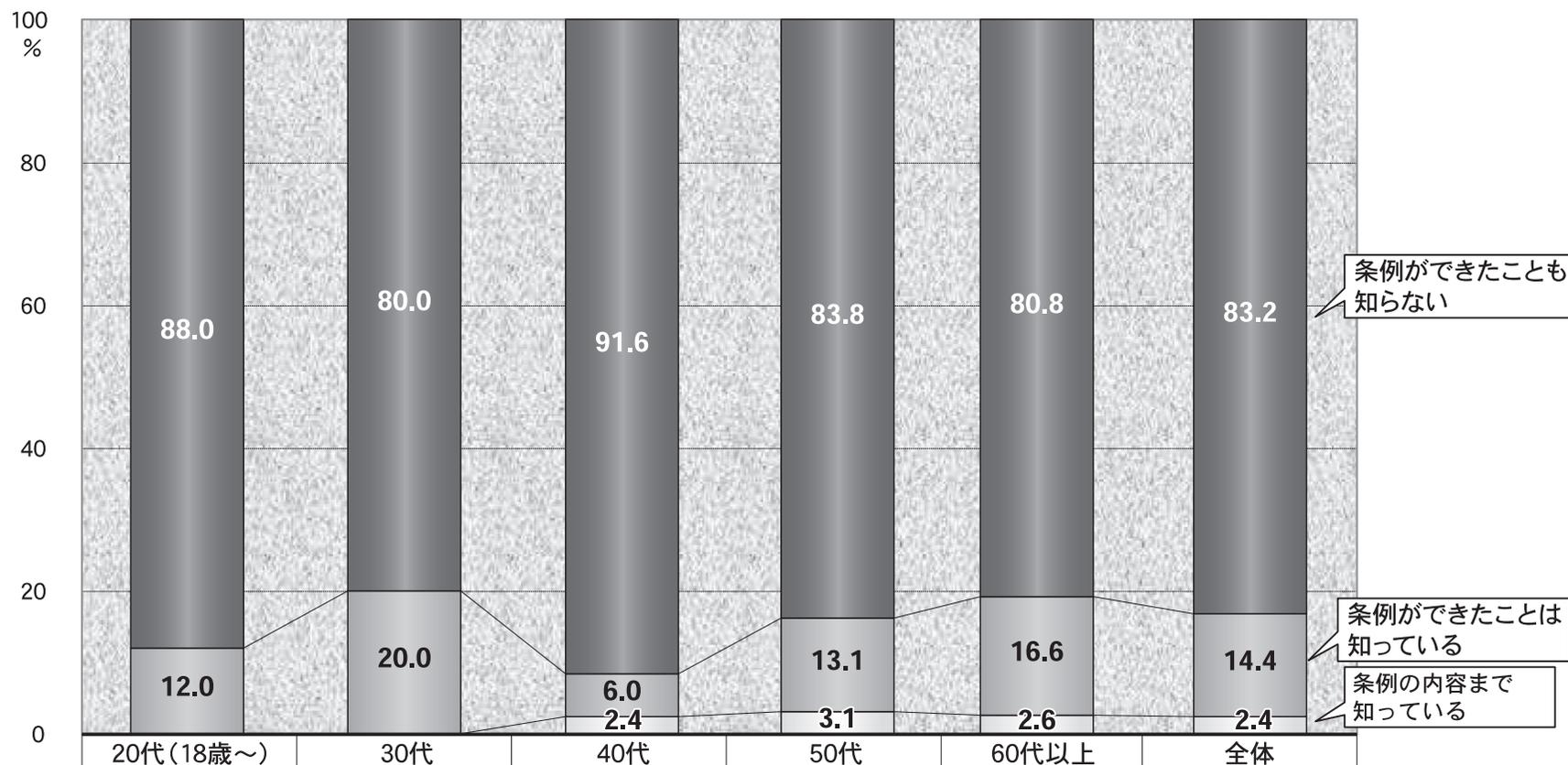


	20代(18歳～)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■知らない	64.0	66.7	83.1	73.1	70.0	72.1
▣法律があることは知っている	36.0	33.3	14.5	21.2	26.7	24.5
□法律も内容も知っている	0.0	0.0	2.4	5.6	3.3	3.4

【考察】

- 全体では、「法律も内容も知っている」と「法律があることは知っている」と回答した人の割合が27.9%であった。前回調査(令和3年度)に比べて、11.5ポイント減少した。
- 20代、30代は「法律があることが知っている」と回答した人の割合が高く、50代は「法律も内容も知っている」と回答した人の割合が高い。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在し、差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を目的に制定されたことを周知し、同和問題(部落差別)に対する正しい知識と理解をもてるよう、人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

設問27 あなたは、令和4年7月8日から施行されている「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を知っていますか。1つ選んでください。

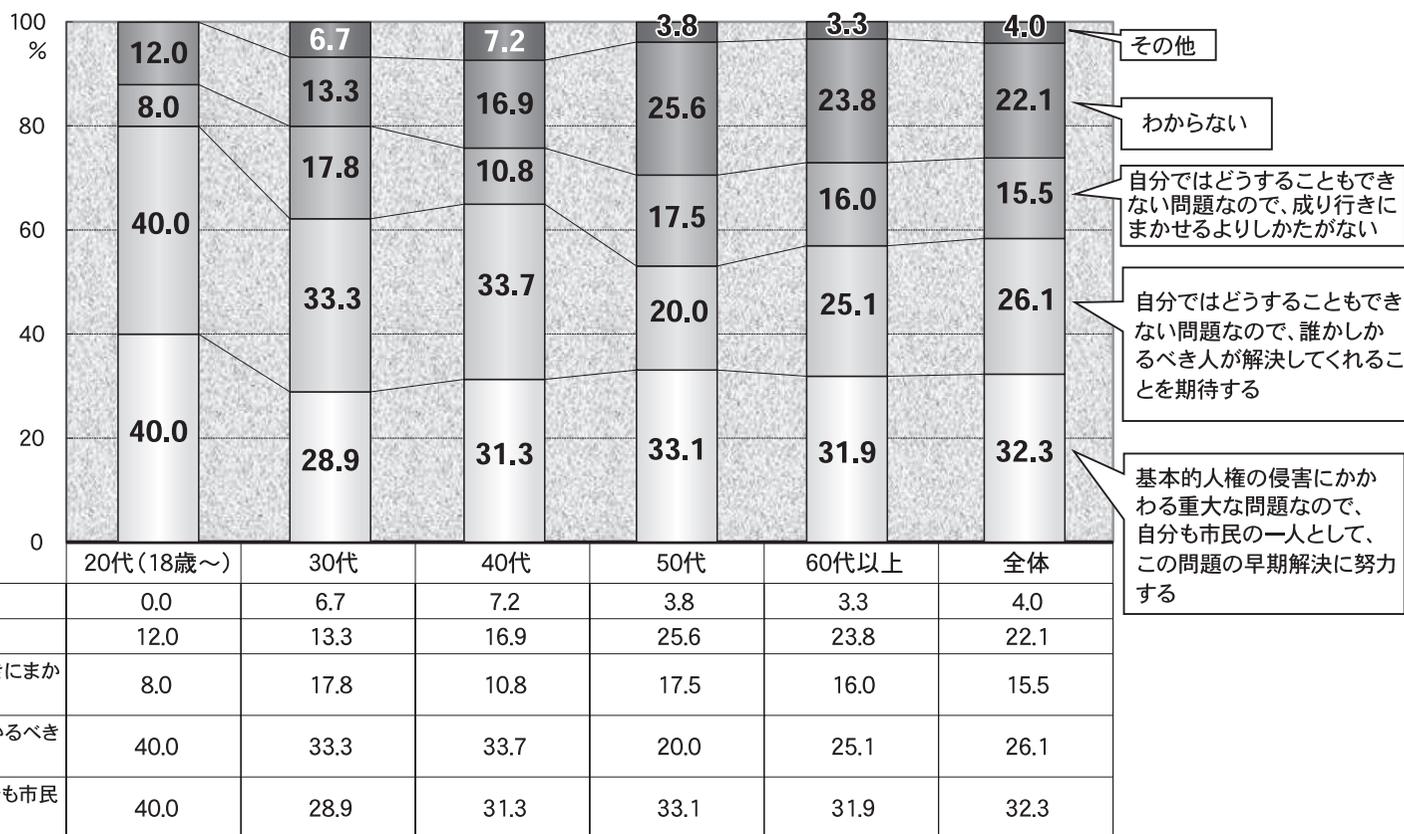


	20代(18歳～)	30代	40代	50代	60代以上	全体
■条例ができたことも知らない	88.0	80.0	91.6	83.8	80.8	83.2
▣条例ができたことは知っている	12.0	20.0	6.0	13.1	16.6	14.4
□条例の内容まで知っている	0.0	0.0	2.4	3.1	2.6	2.4

【考察】

- 全体では、「条例ができたことも知らない」と回答した人の割合は、83.2%であった。
- 30代では「条例ができたことは知っている」と回答した人の割合が20.0%であり、全体よりも高い。
- 「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」は、現在なお部落差別が存在し、差別は許されないものであるとの認識のもと、「部落差別の解消の推進に関する法律」施行を受けて制定されたことを周知していく必要がある。

設問28 あなたは、同和問題(部落差別)について、どのように考えていますか。1つ選んでください。



- 【その他】 ・ほぼ解決している ・差別に接したことが無いので実感が無い ・関わりたくない
 ・話題にしないで昔はそう言う事があったとだけにとどめておけばいいと思う
 ・記憶から消えようとしているのになぜ振り返そうとするのかわからない
 ・条例で定められているので、一人一人が意識をしていく ・差別という言葉が差別になってしまう など

【考察】

- 全体では、「基本的人権の侵害にかかわる重大な問題なので、自分も市民の一人として、この問題の早期解決に努力する」と回答した人の割合が高かったが、年代によって差が見られる。
 ○すべての年代において、同和問題(部落差別)の早期解決に向けて努力しようとする意識が高まるよう人権教育・啓発活動を推進していく必要がある。

◇ 備 考

(1) これまでの調査

旧熊谷市人権教育推進協議会実施
「同和問題に関する意識調査」

第 1 回	昭和 4 9 年 9 月	(保護者・高校生)
第 2 回	昭和 5 4 年 1 月	(保護者・高校生)
第 3 回	昭和 5 6 年 1 月	(中学生)
第 4 回	昭和 5 6 年 1 2 月	(小学生)
第 5 回	昭和 5 7 年 1 2 月	(保護者)
第 6 回	昭和 5 8 年 1 2 月	(小学生・高校生)
第 7 回	昭和 5 9 年 1 2 月	(中学生)
第 8 回	昭和 6 0 年 1 2 月	(保護者)
第 9 回	昭和 6 1 年 1 2 月	(高校生)
第 1 0 回	昭和 6 2 年 1 2 月	(小学生)
第 1 1 回	昭和 6 3 年 1 2 月	(中学生)
第 1 2 回	平成 元 年 1 2 月	(成 人)
第 1 3 回	平成 2 年 1 2 月	(高校生)
第 1 4 回	平成 3 年 1 2 月	(小学生)
第 1 5 回	平成 4 年 1 2 月	(中学生)
第 1 6 回	平成 5 年 1 2 月	(成 人)
第 1 7 回	平成 6 年 1 2 月	(高校生)
第 1 8 回	平成 7 年 1 2 月	(小学生)
第 1 9 回	平成 8 年 1 2 月	(中学生)
第 2 0 回	平成 9 年 1 2 月	(成 人)
第 2 1 回	平成 1 0 年 1 2 月	(高校生)
第 2 2 回	平成 1 1 年 1 2 月	(小学生)
第 2 3 回	平成 1 2 年 1 2 月	(中学生)
第 2 4 回	平成 1 3 年 1 2 月	(成 人)

「人権問題に関する意識調査」

第 2 5 回	平成 1 4 年 1 2 月	(高校生)
第 2 6 回	平成 1 5 年 1 2 月	(小学生)
第 2 7 回	平成 1 6 年 1 2 月	(中学生)
第 2 8 回	平成 1 7 年 1 2 月	(成 人)

新熊谷市人権教育推進協議会実施

第 1 回	平成 1 8 年 1 2 月	(高校生)
第 2 回	平成 1 9 年 1 2 月	(小学生)
第 3 回	平成 2 0 年 1 2 月	(中学生)
第 4 回	平成 2 1 年 1 2 月	(成 人)
第 5 回	平成 2 2 年 1 2 月	(高校生)
第 6 回	平成 2 3 年 7 月	(小学生)
第 7 回	平成 2 4 年 7 月	(中学生)
第 8 回	平成 2 5 年 9 月	(成 人)
第 9 回	平成 2 6 年 9 月	(高校生)
第 1 0 回	平成 2 7 年 9 月	(小学生)
第 1 1 回	平成 2 8 年 7 月	(中学生)
第 1 2 回	平成 2 9 年 9 月	(成 人)
第 1 3 回	平成 3 0 年 9 月	(高校生)
第 1 4 回	令和 元 年 9 月	(小学生)
第 1 5 回	令和 2 年 7 月	(中学生)
第 1 6 回	令和 3 年 9 月	(成 人)
第 1 7 回	令和 4 年 9 月	(高校生)
第 1 8 回	令和 5 年 9 月	(小学生)
第 1 9 回	令和 6 年 9 月	(中学生)
第 2 0 回	令和 7 年 9 月	(成人)

(2) 次回の調査予定

第 2 1 回	令和 8 年 9 月	(高校生)
---------	------------	-------

